

総務委員会速記録

平成26年12月10日（水曜日）午後1時30分開会

出席委員（8名）

委員長	稲垣 勇 君	副委員長	片股 敬昌 君
委員	高橋 研史 君	委員	一木 重夫 君
委員	鯉江 満 君	委員	杉田 一男 君
委員	池田 望 君	委員	佐々木 幸美 君

出席説明員

村 長	森 下 一 男 君	副 村 長	石 田 和 彦 君
教 育 長	伊 藤 直 樹 君	総 務 課 長	渋 谷 正 昭 君
総務課副参事	鈴 木 敏 之 君	総 務 課 企画政策室長	樋 口 博 君
財 政 課 長	江 尻 康 弘 君	村 民 課 長	村 井 達 人 君
医 療 課 長	佐々木 英 樹 君	産 業 観 光 課 長	牛 島 康 博 君
自 然 管 理 員 専 門 委 員	岩 本 誠 君	建 設 水 道 課 長	篠 田 千 鶴 男 君
建 設 水 道 課 副 参 事	増 山 一 清 君	母 島 支 所 長	湯 村 義 夫 君
出 納 課 長	菊 池 元 弘 君	教 育 課 課 長 補 佐	大 津 源 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	セーボレー 孝 君	書 記	菊 池 ひろみ 君
---------	-----------	-----	-----------

議事日程

- 日程第1 中国船問題に関する経過
- 日程第2 小笠原諸島世界自然遺産について（継続）
- 日程第3 防災道路の整備について（継続）
- 日程第4 防災について（継続）
- 日程第5 沖ノ鳥島・南鳥島について
- 日程第6 小笠原諸島振興開発計画について
- 日程第7 その他
- 日程第8 閉会中の継続調査について

◎開会の宣告

○委員長（稲垣 勇君） ただいまから総務委員会を開会します。

出席委員が定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午後1時30分）

◎会議時間の延長

○委員長（稲垣 勇君） あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

◎説明員の出欠について

○委員長（稲垣 勇君） 次に、説明員の出欠について事務局長に報告させます。

○事務局長（セーボレー孝君） ご報告します。

説明員につきましては、全員が出席との通知がありました。

以上でございます。

◎中国船問題に関する経過

○委員長（稲垣 勇君） それでは、本日の議題に入ります。

日程第1、中国船問題に関する経過、執行部から報告を求めます。

総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） それでは、中国船問題に関します経過を報告させていただきます。

委員の皆様にはお手元の資料をご覧くださいと思います。

執行部側の整理といたしまして、まず中国船に関する動き、また村・議会・村内の動き、政府・与党及び東京都の動きというふうに大きく3つに整理させていただいております。

まず、中国船の動きですが、今回大きく問題になりましたのは、特にマスコミ等大きく取り上げられたのは9月以降の中国船が増えてからではございますが、今年4月13日に中国船船長の逮捕という案件がございました。こちらにつきましては、排他的経済水域EEZの漁業法違反での逮捕でございました。

7月下旬になりますと、中国船が小笠原諸島の海域に見受けられ始め、9月に入り急増したという話が、後のこちらの確認の中で出てまいりました。

7月30日、中国船2隻を視認というのがございます。

以下の視認につきましては、海上保安庁が航空機によりまして小笠原諸島海域を探查した際に視認した数、これが公表なり連絡を受けたものをこの表の中に表現してございます。巡視船等で見られた船の数というのはその海域に限られてしまいますので、この表の中の経過報告の中では、航空機による視認を行いその際に確認された視認数で報告をさせていただきます。

9月15日、中国船17隻を視認。

9月23日、25隻を視認。

9月25日でございますが、村のほうでは前日のおがさわら丸、正確に言いますと、出航の際に中国船が多く来ているようだというお話をお聞きしまして、翌日、海上保安署と父島漁業協同組合から状況を聴取したのが今回村の執行部側の動き出しの始まりでございました。漁業協同組合のほうでは海上保安署や支庁に対して中国船への対応を依頼しているというお話を伺っております。また、このころから海上保安庁のほうも巡視船、航空機による遠方海域の哨戒を実施したというふうに伺っております。

9月26日、24日に村長が本来の出張業務がございましたので、25日のお話をしまして、早速さまざまな陳情先にあわせてこの件を報告、相談をさせていただき始めました。26日、村長が都議会、自民党幹事長に陳情した際にこの件の話を始めました。

また、9月29日、小野寺前防衛大臣にお会いした際にもこの件をお話しし、小野寺先生のほうからもいろいろ事情を聞いていただくという話になってきたところでございます。

また、30日、村長が関係の国会議員の皆様を回る際に、特に新藤義孝衆議院議員、石原宏高衆議院議員、丸川珠代参議院議員、ほか国会議員の皆様にご陳情した際にこの案件についてご相談をしたところでございます。あわせて9月30日でございますが、海上保安庁から外務省に対して、9月に2回取り締まりを実施した結果、中国のサンゴ船を視認した旨を連絡しております。それを受けてその以降、外務省は外交ルートにより中国に対してさまざまな申し入れを始めるようになったところでございます。

10月1日、中国船42隻を視認。

10月2日、村長がご照会を受けまして、自民党稲田政調会長に今回の案件について陳情の相談をさせていただいております。

10月3日、外務省のほうでは中国モンゴル第二課長から在京中国参事官に適切な指導を申し入れております。また、小野寺先生にご相談をした結果、自民党予算委員会におきまして小野寺委員が日中外交の質疑の際、村長が陳情した小笠原での中国船の様子を話題とし

て取り上げていただいております。

10月5日、中国船船長の逮捕というのがございまして、領海内の操業というのがござい
ます。これについては領海内ということで、後ほど出てまいります、今裁判に向けたさま
ざまな動きが出てきているところでございます。

続きまして、10月6日ですが、外務省から在京中国参事官に遺憾の意の表明及び再発防止
を申し入れている。

また、10月8日ですが、村議会の議員の皆さんが海上保安庁の長官に陳情をされてお
りません。

10月9日、島内での、船が非常に増えてきたことから保護者等からの心配の声が上がり、
小学校校長名で保護者宛て児童の安全確保の注意喚起の文書を配布されております。ちょ
っとここに書いておりませんが、警察のほうでもこういった声を受けて島内の警備体制を、
そのときは現有の署員の中で強化をされているというふうになっております。さらに、海
上保安庁のほうはさらなる警戒態勢を強化したというのがこのころからでございます。

10月10日、都議会自民党が知事に対し中国船への対応を緊急要望いたしました。それを受
けて即日知事が海上保安庁長官、水産庁長官に違法操業への取り締まり強化を要望してお
ります。

10月13日、中国船46隻を視認。

10月14日、中国船31隻を視認。

10月15日、北京において外務省から中国外交部日本処長に再発防止を改めて申し入れてお
ります。中国のほうではこの「処長」という字はこの字を使うそうですので、間違いでは
ございませんので、ご理解ください。

10月16日、中国船船長を逮捕。こちらはE E Z内の立入検査忌避ということになっており
ます。同日、外務省から在京中国参事官に遺憾の意を表明及び再発防止を申し入れており
ます。

10月20日、中国船24隻を視認。在中日本大使館から中国農業部漁業漁政管理局に厳正な指
導の申し入れをしております。

10月21日、中国船51隻を視認。このころから海上保安庁は大型巡視船や航空機を集中的に
投入した特別な体制等さらにしていただいております。同日、在中日本大使館から中国外
交部に厳正な指導を申し入れています。

10月23日、中国船113隻を視認。同日、中国人船長逮捕ということで、こちらも立入検査

忌避でございました。また、同じ日に外務省から在京中国参事官に遺憾の意の表明及び再発防止を申し入れております。

10月24日、水産庁取締船が小笠原諸島海域にて取り締まりを開始されております。

10月25日、外務省から在京中国参事官に政府の強い憂慮の表明及び早急かつ適切な対応を申し入れております。

10月26日、中国船102隻を視認。また、村の中では来島中の都議会公明党と産業団体との意見交換会で中国船への対応の話が出ました。

翌27日ですが、中国人船長逮捕がございまして、こちらも立入検査忌避でございました。同日、都議会公明党と村・議会の意見交換会でも中国船への対応の話が出まして、村民の不安解消策として警察官の増員を要望することとなり、村長名で警視総監、都知事宛て要請書を来島されていた都議会公明党さんにお預けして提出をしていただいております。結果的に、都知事宛ては文書としては提出しなかったということの後日報告を受けております。外務省からは在京中国参事官に中国政府の適切な対応と再発防止を申し入れたと。

続きまして、10月28日ですが、小笠原諸島の海域、このころから水産庁では漁業取締船2隻体制で警戒活動を行っていただいております。また、外務省アジア大洋州局審議官から在京中国公使に我が国の強い懸念の伝達及び再発防止を申し入れております。また、自民党海上保安議員連盟が開催され、海上保安の基盤強化に関する決議を議決し、政府に要請することを決定しております。

10月30日、中国人船長が逮捕されてございまして、この際は無許可操業で逮捕されております。中国船212隻を視認、うち須美寿島、鳥島周辺で164隻、小笠原周辺48隻で、今回の一連の中では最高の数字、中国船の視認数を示したのがこの日でございました。外務省からは在京中国参事官に中国政府の適切な対応と再発防止を申し入れております。

10月31日、東京都の漁業調査指導船「みやこ」が父島に入港、11月4日まで滞在し監視活動を実施ということで、今回の件で「興洋」がちょうどドックに入ったということで「みやこ」が来航して監視活動に当たり、「興洋」が戻った11月10日以降にまた「興洋」のほうでの監視活動も始まったと聞いております。また、同日、父島・母島の両観光協会長名で村長、議長宛てに密漁船への対応強化を求める要望書が提出されております。また、自民党外交部会が開催され、中国への抗議と取り締まりの徹底を政府に要求することを決定しております。また、公明党では（仮称）小笠原問題PTを設置したというふうに伺っております。

次に、11月1日ですが、住民不安の解消と警戒強化のため、さきの要請を受けて警視庁のほうでは特別編成チームが父島に到着しております。15名程度が毎便交代で島内の治安維持の警戒強化をさせていただいているところでございます。11月号の村民だよりにおきまして、関係機関の対応状況というのを報告しております。

11月3日、中国船205隻を視認、うち小笠原周辺103隻、伊豆諸島南方海域102隻というふうに報告を受けております。

続きまして、11月5日ですが、自民党、外交・国土交通・水産・国防合同部会が開催され、厳正な対処と厳重な抗議を求める決議が採択されております。また、外務省アジア大洋州局長から在京中国大使館公使に対し我が国の強い懸念を伝達し、再発防止を申し入れております。

11月6日、知事が菅官房長官と面会し、総理大臣宛てに違法操業の取り締まり強化を求める要望書を提出しております。

11月7日、中国船191隻を視認。こちら島内というか、島外の村長、議長の活動になりますが、村長、議長が公明党サンゴ問題PTに出席し状況報告と、あわせて公明党のほうでは密漁問題のPTを開催していると。また、村長、議長が農林水産大臣政務官、この際には水産庁長官が同席しております、陳情し要望書を提出しております。また、村長、議長が国土交通大臣、この際には海上保安庁長官が同席し、陳情し要望書を提出しております。また、自民党都議団が国土交通大臣と面会し、サンゴ密漁の取り締まり強化などについてやはり要望しております。また、外務省中国モンゴル第二課長から在京中国大使館参事官に対し、事態改善のための徹底した指導を申し入れております。

11月8日、中国船192隻を視認。同日、日中外相会談におきまして、外務大臣より小笠原諸島をはじめとする日本近海での違法操業は極めて遺憾であることを伝えるとともに、中国国内における取り締まりの実効性を上げることが重要であり、関係当局間の連携を強化いたしたい旨発言をされて、これに対して中国側も必要な措置をとっている旨を発言したということで報告を受けております。

11月10日、中国船141隻を視認。

11月11日、第1回中国船関係現地連絡会議を開催しております、こちらにつきましては、村が声をかけ事務局となりまして、支庁と警察、海上保安署、総合事務所が現地の行政関係の連絡機関ということで連絡会議を開催しております。

11月12日、中国船117隻を視認。また、ちょっと先に右側のほうでございしますが、自民党

水産部会が開催され、罰則強化のための法案改正について了承ということで、この水産部会に議長が出席されたと聞いております。

続きまして、11月13日ですが、中国船145隻を視認。同日、中国船船長を逮捕ということで、この日は立入検査忌避でございました。右側ですが、都庁において第1回の小笠原諸島・伊豆諸島周辺海域における外国漁船の違法操業に関する連絡会議が開催されまして、こちらには村長が出席しております。また、東京都知事が村長、議長に面会ということで、村長、議長が知事に陳情をしております。東京都の連絡会議につきましても行政機関の連絡会議ということで、東京都が主催をして村以外には水産庁、海上保安庁、それから警視庁が出席しております。

11月14日、中国船116隻視認ということで、村長、議長が内閣官房長官に陳情しております。いろいろな要望書等が今回の中で提出されておりますが、代表的なものとして別紙に添付をしております。また、内閣官房長官が村長、議長に、これは逆にそういう意味では面会ということで、この際には海上保安庁長官、水産庁長官も同席をしていただいております。ちょっと1点抜けておりましたが、同日、全国漁業協同組合連合会が要請活動を行っております。

11月15日、中国船57隻視認。

16日、中国船58隻視認。

17日、中国船70隻視認。

11月18日ですが、中国人船長逮捕で、立入検査忌避でございました。18日同日、第2回の中国船関係現地連絡会を開催しております。

19日、中国船44隻視認で、自民党、外交・国土交通・水産・国防合同部会が開催されております。また、罰則強化に関する関連法の改正案が成立し、12月7日から施行されております。

11月20日、中国船47隻視認ということで、村長が……、失礼しました。先ほどの10月5日の逮捕案件に関しまして、村長が横浜地方検察庁より事情聴取を受けて、横浜検察庁からは村民を代表する形で村の皆さんの声を裁判に生かしたいということで、東京で事情聴取を受けております。なお、この関係に関しましては、その後、父島の漁業協同組合長並びに父島の観光協会長が上京した際に同様に事情聴取を受けて、お話の中での関連資料も提出しているというふうにお伺いしております。

11月21日、中国人船長逮捕で、こちらは領海内操業でございました。また、海上保安庁が

これまでの特別な体制をさらに強化したのがこのころでございます。

11月22日、中国船33隻視認。

また、11月23日、中国人船長逮捕で、こちらも領海内操業でございました。

11月24日、中国船8隻視認。

11月25日、中国船3隻視認で、村のほうでは第3回の中国船関係現地連絡会議を開催しております。さらに、海上保安庁は引き続き特別な体制をさらに強化して対応しております。

11月26日、中国船4隻視認で、こちらは村でというより東京側になりますが「中国密漁船団から小笠原諸島・日本の海を守れ！11.26緊急集会」が憲政記念館で開かれまして、村長また議員6名、また多くの漁業者、さらには父島・母島の両観光協会長なども出席されております。また、東京のほうでは第2回の小笠原諸島及び伊豆諸島周辺海域における外国漁船の違法操業に関する連絡会議が開催されておりまして、この際に各機関から出された資料を別紙2で参考に添付しております。

11月27日、中国船が視認なしという報告が今回の一連の中では初めて報告されました。

28日、視認なし。

29日、3隻視認。

12月1日、1隻視認で、12月1日、東京都知事並びに都議会議長ほか視察来島予定でございましたが、自衛隊機の故障により中止となっております。

12月3日、中国船視認なしということで、同日、警戒に当たっております巡視船「あきつしま」の船長ほか村内各機関に表敬訪問されております。

また、12月4日、中国船については視認なしということで、この日、おがさわら丸で水産庁資源管理部長ほか来島し、村内各機関への法改正等の説明を7日までの在島中に行っております。

5日、視認なし。

6日、視認なし。

7日、1隻視認でございますが、その後の報告としましては、8日視認なしということで、昨日9日は航空機による警戒ができなかったということで、こちらについては情報なしでございます。

添付した資料でございますが、まず、先ほどの別紙1の安倍総理宛ての要望書でございますが、基本的に頭の1枚目は小笠原の抱えている海の状況や200隻以上もの密漁船が来たこと、これらに対して警戒警備の強化や、またさらに退去をするように、さらにはその後の

対応ということで文書としてはまとめておりますが、きょうのこの後の議論も踏まえて、あわせてこの際に国政の先生のほうからのアドバイスも受けまして、要望事項をわかりやすく項目立てして出したらどうかということで、2枚目の海上保安庁、水産庁の船舶の増派取り締まりから観光業への風評被害等の未然防止などについても項目立てをしております。こちらは今後の対応で検討すべき事項もあわせて出しておりますので、参考にとりまして添付いたしました。

次に、別紙2でございますが、1枚目、海上保安庁、先ほどの逮捕案件が一連の11月23日までの情報が出ているのと、右下には先ほどからご報告しました保安庁のほうで視認した隻数の一覧が日付とともに掲載されております。

その次のページは、外務省のほうで外交ルートでの申し入れですとか中国側の反応、さらには先ほど報告しました日中外相会談でのやりとりといったことがまとめられております。

次のページが水産庁から提出されまして、今回の案件を受けて議会のほうの、国の議員さんの提案の中でこの罰則規定についての改正が、もうかなり解散前の駆け足でありましたが相当異例なことだというふうにお伺いしておりますが、罰則を強化していただいております。このことによる一つの再発防止が図られるのではないかというふうには思っておりますが、主なものとしてこの表にありますように、領海内の操業の場合にこれまで3年以下の懲役または400万円以下の罰金であったものが3年以下の懲役または3,000万円以下となったと大きく引き上げられたということと、それから立入検査忌避の場合には6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金であったものが6カ月以下の懲役または300万円以下の罰金と。こちらのほうは、領海内の場合は外国人漁業の規制に関する法律が適用されております。

領海を超えたEEZ内、排他的経済水域内の間というのは、もう一つの下欄の排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律、さまざまな場面では「主権法」と言われているものになりますが、こちらについては同様に操業した場合には1,000万円以下の罰金から3,000万円、立入検査忌避の場合は30万円以下から300万円以下に罰金が上げられております。

また、主権法の中では、国際条約の中で捕まえても担保金を保証なり支払った場合には釈放するという制度がございますが、この担保金について、無許可操業などの場合には3,000万円、立入検査忌避の場合には300万円、さらには操業しサンゴが見つかった場合にキログラム当たり600万円という加算金が科せられるというような改正が行われております。

また、東京都のほうで行われた第2回の会議におきまして、口頭での報告になりますが、東京都においては東京都の漁業調査指導船「興洋」による海上保安庁と連携した監視活動を継続していくこと、また漁場や水産資源に対する影響調査について検討するということの報告がございました。

さらに、村の会議の中でも表明されておりますが、現在の警察、海保、水産の体制についてはいつまでということではなく、当面現体制を維持すると、さらに12月4日に来島されました水産庁からも当面現体制を維持するというところで報告を受けております。

もう1点、最後に、水産庁の資源管理部長ほかが来庁した際の話としましては、水産庁のほうでは今後予算づけが当然必要ではございますが、資源状況がどうなったかという調査、これは無人の潜水ロボットなどを使いながら調べたいということをおっしゃっていました。ただ、調査内容については非常にナイーブな部分がございますので、慎重な公開なり表現というものになるだろうという話を伺っております。

またもう1点、被害対策ということで、やはりこれも予算がつけばという前提にはなりますが、漁業者が回収なり、針に引っかかったようなそういった外国漁船が扱った投棄漁具などの回収に対する処理費用、さらには外国漁船の影響を受ける漁業者に漁場の情報、監視活動をしていただいてそれに対する助成、また漁業協同組合に対しての操業状況の調査や監視漁場調査などに対する調査と、それから外国漁船によって被害を受けた漁具の原状復帰に対しての助成などを行う仕組みがあるということで、これらについて検討していきたいという報告を受けております。

以上でございます。

○委員長（稲垣 勇君） なお、お手元に議長に同行した事務局長が作成したこの15枚の要望活動、意見書等を取りまとめたものが資料として皆様のお手元にあると思いますので、ご参考ください。

それでは、ただいまの報告について、質疑、意見のある委員は挙手をしてください。

その前に、意見を皆さんに聞く前に、今回議長がこの要望活動をしましたので、これについて議長、報告がてら報告をお願いします。

○委員（佐々木幸美君） 委員長指名なので、いきなりなので、報告がてらという過去の経緯をひもといてみますと、さんざん台湾船に、連続的には3年ぐらい、南から北までサンゴ漁で約50隻ぐらいの台湾船が来られて長い間操業されていたんですけども、そのときの保安体制というのは保安庁の船が1隻ぐらいで、また台湾船もその保安庁の船を見ると出

ていくというような状況だったんですけれども、今回についてはなかなかそのような状況ではなくて、かなり数多い中国船が被害をもたらしてそれで帰っていったと。

私としてはもう少しこれは長期的になるのかなと思ったんですけれども、先ほど課長の報告にあったように、最後に来てかなり全国から、数は言いませんでしたけれども、全国から大小の保安庁の船を小笠原海域に投入しまして、それもやはり今までの海域から、領海から追い出すというより、今度逮捕して連れていくというそういうような方向転換に変わりましたので、これは個人的に思うんですけれども、それが大分今回の功をなしたかなと非常に感じております。

また、先ほどの話にありましたように、二十何日間、衆議院解散前にぜひ罰金の引き上げをやるということで、これも議員立法で非常に高い額、また担保金についてもキロ600万円というような1キロ当たり担保金が設定されまして、それに対してかなりあわせて効果があったように思います。

それで、特にお願いしたのが、今回、以前もそうであったように、年末になりますと官庁は休みになりますので、それで年末年始ということが一番の、また前例をひもといても船がまた小笠原に来るといような危険性もありますので、そここのところの監視体制をこれからしっかり行っていただきたいというようなことを要望してまいりました。

後で村長から報告がありますように、保安庁としてはやはりいろいろな食料とか油の問題がありますので、ぜひ東京都にお願いして、港湾の利用また補給基地としての前進基地をぜひ構築したらどうか、またしていきたいというようにお話がありまして、これは私と一緒に行ったときに海上保安長に会ったんですけれども、これは行政の関係なので村長が東京都の管理職の方とその辺の打ち合わせを行って第2回まで既に進んでおるというところで、小笠原のやはり海区はサンゴだけではなくてこれから沖ノ鳥島、南鳥島、西之島といろいろありますので、硫黄島を含めてその辺の監視体制も含めた今後の対応がなされればと、このように思っております。

以上です。

○委員長（稲垣 勇君） それでは、ほかの委員さんに意見を聞きたいと思います。

今の執行部からの説明の中で何かありますか。

一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） まず執行部からのこの経緯説明の中で質問ということなので、1点だけございます。

7月30日に2隻が確認されていまして、また9月15日にはこの中国漁船が17隻確認されているということでした。ただ、私が最初に知ったのは9月24日です。初めてこの情報を知ったのは、それは海上保安庁から聞いたのでもなく、村から聞いたのでもなく、東京都から聞いたのでもなく、村民から聞きました。これがまずきちんと公表されていたのかどうかという点を教えてください。

○委員長（稲垣 勇君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 先ほども申し上げましたが、我々もきちんと海上保安署に確認をとりに行ったのは9月25日で、私自身のことで言えば24日に同じ日にその情報を、そういう状況のようだという話を聞いたのが最初でございました。後々で聞いてみますと、保安庁のほうも、いろいろな場面で出てくるんですが、要は海の警察でございますので、捜査にかかわる部分というのはなかなかみずから公表するということがなくて、一般的にマスコミに公表しているのは、その後の動きを見てもほとんど逮捕案件が出た場合。大げさに、大きく問題が取り上げられた中で先ほどから報告しました視認情報なども公表されるようになっております。そういう意味では、この25日より前の情報というのは後になって確認をしたという状況です。

○委員長（稲垣 勇君） 一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） 捜査上のそういう秘密とかそういうのもあろうかと思うんですが、それは1隻、2隻、3隻の話であって、この17隻となった時点で、これはもう異常な数字だということでもう公開して、村、東京都、国全体で取り組む課題だというふうなところでの初動体制になっていなきゃいけなかったのではないかなと私は感じております。そういう部分で、村民からの通報がなかったら、いつ、これ公開されていたんだろうと本当に思います。ぜひ海上保安庁のほうには早目にそういう情報共有をしていくという部分での要望をしていってほしいと感じておるんですが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（稲垣 勇君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） この件につきましては、地元には海上保安署がありますから、どうしてこういうことが、少なくとも村との間で、仮に非公開というオフレコということがかかっているにしても村にはお知らせを願えないのかと。そうしないと、やはり村民から何かあったときに我々も対応できませんので、そのことはまずこの時点できつく言わせていただきました。本来、公開をされて動くことが望ましいと思いますが、そこは難しいこともあるようですので、そこは配慮をしなきゃいけないところもあるかなとは思っておるところ

でございます。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

杉田一男委員。

○委員（杉田一男君） 総務委員会の説明資料の中からということでちょっと村長にお聞きしますけれども、現実的に中国の密漁船が横暴の限りを尽くして今姿を消しましたけれども、傷跡だけは大きい傷跡が残っていますね。そして大事なのは、初動対策はまた別にしまして、起きてしまったことに対する事後処理。その中でこの要望事項、箇条書きの要望事項がありますね。この中で警察による島内の治安対策、そして海上保安庁への増強問題、そして漂着ごみの対応処理、そして漁業関係者の損失補填とここにありますが、これは事後処理としてはやはり一刻も早く取り組んで、やはり予算づけも必要でしょうし、この対応というのは大変大事だと思いますけれども、この事後処理の問題につきまして村長はどう考えていますか。

○委員長（稲垣 勇君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） まず、杉田委員の直接のご質問に答弁させていただく前に、この問題が密漁船という形で起きましたけれども、それ以前から、議長ともども振興審議会で皆さんも傍聴されておわかりと思いますが、この海域についての要するに体制を尖閣のようにならない前にしてほしいということをお願いをしてきたわけです。そこに今ご質問のあった中の海上保安署のことなんかは入っておりまして、この事案が起こってまず私が自分の思っているより想定外だったことは、村民の方が上陸するんじゃないかという不安を私が想像した以上に持たれたということです。そこで警視庁のことは、今般、公明党の都議団が来たときに対処したわけですが、こういう事案が起こりそうなとき、これが終わっても何かあったときを想定してこれはきちんと体制をつくっておかなきゃいけないというのが警視庁のことでございます。

それ以外の今漁業補償とかそういうことが出ましたが、私どもの資料、それから議長が動かれた資料の中で、特に漁業関係者に関しましては、全漁連、都漁連、そして父島・母島の漁業協同組合長も出た中で、既に国と、または東京都の産業労働局といろいろなお話をしていますのでそこを継続していただきたいと、私どもとしてはそういうことをやっていただきたいということで、具体的にはそちらのほうにお任せをしてその推移を見守っていくと、こういうことが肝要だと思います。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

高橋研史委員。

○委員（高橋研史君） ではちょっと細かいかもしれませんが、一つずつ聞いていきたいと思っています。

資料の中に9月25日に父島漁業協同組合から事情聴取ということで、今回一番被害を受けているのは父島・母島の漁業者の皆さんだと思うんですけども、この資料を見てみますとそれらの方からの事情聴取は1回しかないんですけども、ほかにはしていないのでしょうか。この25日の事情聴取というのは父島だけですけども、どのような形で事情聴取したのでしょうか。ちょっと詳しくお伝えりたいと思います。

○委員長（稲垣 勇君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 9月25日に父島の漁業協同組合の参事にお話を伺いに参りました。

ここに漁業協同組合との話がこのところだけというふうになっているのは、先ほど来から言っていますように、村のほうで今回の案件を前日耳にして、その漁業協同組合の中で、漁師さんの中でどのようになっているかということを知ったということで、それ以降も漁業協同組合とは何回かお話をしております。ちょっとそちらについてはこの中では割愛させていただきました。

主には、実際にはここにありますが、このときにもやはり7月に2隻の話もありましたし、15日、23日のような船が増えてきたと。漁師さんのほうではそれを見かけると保安庁に対して118、いわゆる110番に相当するのが118で、こちらについては本土のほうにかかります。それから保安署に直接という場合、それから漁業無線を通して漁業協同組合経由で連絡をするということで、いろいろ話を聞きますと具体的に漁師さんがどれだけどこに連絡しているとか、どれだけ会っているかというのはなかなか漁業協同組合でもつかみ切れないというお話がされております。

また、当日のメモを今見ておりますが、やはりそのときからも鉄製で100トンぐらいある大きな船なので漁師も怖がって近づかないんだというようなこと、またサング漁を夜もやっている。またそのお話の最後には、こちらにも海上保安署次長に対応依頼と書いてありますが、ぜひいろいろなチャンネルで要請をしてほしいということで、村長がちょうど24日の船で出ておりましたので、漁業協同組合からもそういう意味ではいろいろなところから発信してほしいという要請を受けましたというお話を村長にしまして、26日以降の活動につながっているということでございます。

○委員長（稲垣 勇君） 高橋研史委員。

○委員（高橋研史君） わかりました。父島・母島両漁業協同組合の現場の方から十分な事情を聞いているんですね。聞いていますね、はい。その上での対応ですね、わかりました。

村が連絡協議会というんですかね、村内でこれを立ち上げたと思うんですが、これはどのような目的で、どのようないきさつからいつこれを立ち上げるようになったのかご説明願いたいと思います。

○委員長（稲垣 勇君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） まずその前段としまして、今の漁業協同組合とあわせて海上保安庁のほうにお話を聞き、その際にやはり先ほどの一木委員の質問とも関連しますが、ぜひ我々のほうにも情報を流してほしいということで、その後はほぼ毎日のように海上保安庁の対応状況というのは電話連絡が主ですけれども、朝一番でいただいております。それは今でも続いております。村と保安庁とのその連絡体制、また保安庁のほうでは漁業協同組合であったり警察さんのほうにもやはりその日の連絡はしているようでございました。

この連絡会議の立ち上げに至った経緯としましては、公明党の都議団の方がいらっしゃったときに、高橋委員も出席されていたと思いますが、いろいろなやりとりの中できちんと行政同士の連絡体制をとったらどうかというお話があったかと思います。さらにその後の経過としまして、警察のほうも11月1日から特別チームの編成がされたということもございまして、11月11日、ちょっとここに至った経緯としては、事務局を務めます村のほうで私自身の出張が8日だったかに帰ってくるというのがありましたので、その前に11日からやりましょうということでお声をかけて、先ほど申しましたメンバーで火曜日の9時から週1回やりましょうということで、11月の第4回まで行いました。

前回先週行ったところぐらいから「視認なし」という報告がありましたので、それぞれの体制に「当面は」という体制をとっていただいておりますが、動きがあった場合などに集まりましょうということで現在に至っております。

○委員長（稲垣 勇君） 高橋研史委員。

○委員（高橋研史君） 連絡会議の設置の経緯はわかりました。

村長にお伺いしたいんですけれども、このサンゴの密漁問題。漁業被害ばかりでなく、我々離島の持つ性質というものを如実にあらわした事案だと思うんですけれども、村長はこの密漁問題をどう捉えていらっしゃいますか。

○委員長（稲垣 勇君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 先ほども杉田委員の答弁の冒頭にも話させていただきましたが、まず

東京都が伊豆七島、小笠原も含め日本の排他的経済水域の約4分の1から3割を持っているわけですね。このことは、私どもは強く国境離島であるということも含め国にも発信してきたつもりですが、それはなかなか具体的なご理解をいただけなかったんだらうなという所感を持ちながら、この事象が起きたときにまずサンゴの密漁ということだけなのかなということも考えました。多いときには伊豆七島、鳥島のほうまで含めまして200隻以上の船が確認をされていると、素人の私がそんなにサンゴってあるものなのかなということも含めましてそんな所感も持ったところでございます。

と同時に、今まで私どもが国にいろいろなこの地域に対する警戒というものをお願いしてきたこと、これはやはり間違っていなかったなど。このことを、この事象がおさまったからといってそれでよしということではなくて、きちんとした体制をとっていただかなければいけないなという中に、その思いが14日に内閣、直接的には菅官房長官にお出しをした中に系列を別紙でつけさせていただきました。国会の先生のお知恵もかりながらですが、そういう思いを込めて要望事項も上げてまいったつもりでございます。

○委員長（稲垣 勇君） 高橋研史委員。

○委員（高橋研史君） 返還46年過ぎて、紛れもない日本でございます、小笠原は。そこにたった二百数隻の中国船が来ただけで我々の生存が脅かされるというこういう事態が起きたわけです。この事態を重く受けとめなければいけないと思うんです。

では、漁業に関して言いますと、このサンゴ船がもたらしたものというのはいわゆる災害に近いものではないかと私は思うんですよ。彼らがかき回していった海域、ここの漁業者の皆さんは、皆さんご承知のとおり、村政が確立するときからまず一番最初にこの島にやってこられて漁業という産業を興してそれを中心に島を発展してきました。今もこの漁業というのはこの島の重要な産業でございます。これが打撃を受けますと我々の村民生活も打撃を受けて、島民が果たしてこれだけの数住めるだけの村が維持できるかなというようなそんな心配も起きてくるわけでございます。

そうしますと、先ほども連絡会議という形で海上保安署からの情報を各役所で共用するために協議会をつくったとおっしゃいますけれども、私はもっと早くこれを災害と同じように受けとめて対応する組織をつくるべきだったのではないかなと思っているんですよ。私いつになったらできるのかなとずっと思っていました。そうしたら公明党の先生方が来て、村はどうしているんですか、何か対策本部か何かつくったんですかと、いやつくっていませんという話からこれ協議会をつくったじゃないですか。余りにもちょっと対応が遅いの

ではないか、それと事案の重大さに気がついていなかったのではないかと。今言ってもこれはしょうがない話なんですけれども、これ議会、我々にも責任があるんですよ、決して執行部だけを責めるつもりはありません。ただ、8月に1隻もこれ情報ないんですよ。もうちょっとここをひもとけば何とかあったのではないかなとも思うんですけれども、今言ってもしょうがありません。

どうですか、いなくなったからいいという問題ではないんですよ。これからのことを考えるとやはりこの対策というのはこれからも続いていくと思うんですけれども、これ連絡協議会ではなくてきちんとした対策本部なり何なりつくって今後の手当てを考えるべきではないかと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○委員長（稲垣 勇君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） はっきり申し上げて、連絡協議会ができるまで一番このことに危機感を持っていたのは村だと思っています。そのぐらい今回の事案が、200隻以上の船が、船隻があらわれるというようなことがなければ恐らくこれだけほかの機関もこのことに関心を払うということにはなかったと思います。それは、さまざまなこの経緯の中で各役所の対応とか国の対応とか出ていますが、現場の漁業協同組合の皆さんが何をおっしゃったか。それは私には胸に突き刺さります。しかし、私は委員ご指摘のように、漁業だけの立場ではない、観光事業者もいる、村民の不安もある、国・関係省庁、いろいろ歩く中でそれまたいろいろな思いがございしますが、こういう連絡会議がすぐにできないということ、そのこと自体にやはり問題があったと、あるんだということは私も高橋委員と同じように思っています。

ですから、こういうことが起きて今は各関係機関もきちんとした危機意識を持っていますので、どのような形で今後やっていくのかというのは、災害対策がいいのかどうか、これはもうこれからの懸案事項の一つだと思っております。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

鯉江 満委員。

○委員（鯉江 満君） かなり重複するところがあるかと思うんですが、実は私がこの島に帰島して最初に思ったのがやはり食料とエネルギーとそれと今のような事案というか、海賊ではないですが、何かそういうものが来たときというような、40年間ぐらいたってその3番目のことはなかったんですが、ここに来てこういうことが起きたと。

今、各省庁がそれなりにこのことへの関心で準備というか設備というかそういうものをき

っと整えていただけるだろうということなのですが、さてきょう、明日、あさって、本当に彼らが来ないという保証もなければそういう情報なんかはないわけですよ。水くれ、食料くれということで入港してきたとかそういうところで居直られたり、あるいはそういう先ほど総数が多いということで村長がちょっと危惧をしたようなことですよね。

何か政治的ないわゆる侵略的なことに発展せざるを得ないというとき、これ今警察官が先ほど15名というふうになんかちょっと聞きましたけれども、これといったそういう迎え撃つといったら変ですけども、水際の対策というのは現在はないに近いわけで、そうなったらやはり村の立場としては村が主導権を持って、いわゆる女性と子供を山の上とかそういうところに避難というか、これ人災ですからね、避難をしていただいてその間にやはり水際で何らかの対応をするということをしざるを得ないと思うんですね。僕はそういうことを準備しておいてはどうかなというふうに思っているんですが、そこまでの考えというのは村長の中にございますか。

○委員長（稲垣 勇君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 密漁船の密漁の問題と、今鯨江委員がおっしゃった上陸してくるということはこれはテロとか侵略ということに当たると思っています。今度のこの事象を受けて今後のことで、何回もお話ししますが、いろいろなことを挙げていますが、いわゆる法律、日本は法治国家ですから、今回現場の皆さんにもお話ししたんですけども、法律に基づいてしか対応できないですね、まず原則的に。特に行政はそうです。

ですから、今グレーゾーンと言われている領海警備法とか海上警備行動とかこの辺のことを国でも今のままではいけないということを言っていますよね。この総選挙が終わらないとこういう話題には我々も陳情にも行けませんし、入っていきませんので、今の言ったような上陸してくるようなことについてはきちんと国、東京都、関係機関とどういう対処をするのかということは今後は考えていかなければいけないことだと思っています。そのことが肝要であって、今回残念ながら密漁という事象が起きましたけれども、このことによって大いに注意喚起をされたことは、村だけではなくて、されたことは確かでございますので、今回項目立てをして国のほうにもお願いしましたようなことを議会とともにこれからまた総選挙が終わったら早速国のほうに陳情・要望活動に行って、小笠原の安全確保のために努力をするというのが私どもの置かれた立場だと、このように思っているところでございます。

○委員長（稲垣 勇君） 鯨江 満委員。

○委員（鯉江 満君） わかるんですよ、そのとおりだと思うんですね。私もそれしか法治国家としてはやりようがないという、言わざるを得ないと、またそういうふうやっていくんだということなんですけれども、ここは絶海の孤島ですから、援軍依頼しても3時間、6時間あるいは1日近くかかってしまうということを僕は言いたいわけですね。その間に何としても犠牲を少なくしなきゃいけないというふうに僕は思っているわけです。全員皆殺しに遭ってしまったらおしまいです。50人、100人ぐらいで終わればいいのか、ゼロが一番いいわけですよ、来てほしくないわけですから。でももし来ちゃったら、そういう準備が整っていないときに来てしまったら、そういうものを組織しておいたほうがいいのではないのでしょうかということなんです。ですから、そういう国が今整えてくれるであろうことが、整備されるまでの間そういうものの組織をぜひ検討をしてください。

○委員長（稲垣 勇君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 思いはよくわかりますし、私もそういうようなことというのはあり得ることだと思いますね。ただ、それをこの議会で私に答弁せよというのはちょっと酷な話だと思います。そこはご理解をいただければと思います。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

池田 望委員。

○委員（池田 望君） とにかく領土・領海を守って安心・安全、村民が安心して暮らせるようにしてほしいというのはやっぱりみんなが思っていることなんです。だからちょっと物騒な意見も出ますけれども、鯉江委員も多分そうじゃないかと思えます。それで、その意見を聞きながら、かの国がこのように堂々とやってこられるということについてやっぱり村民は大変な危機感を覚えたことは、これは本当に事実です。

その中で今のご議論を聞いていてちょっと思ったんですが、私たちの小笠原の土地の問題で、今土地の売買は外国人でもできるんですけど、その辺はどうなんですか。

○委員長（稲垣 勇君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 小笠原の事例ではございませんが、よくこのところ出ております対馬とかそういったところにやっぱり外国資本、当然外国資本が入るといのはいろいろなところにあります。その中で今おっしゃっているような対象の国が買えるのか買えないのかと言われれば、買えるものだというふうには思っております。

○委員長（稲垣 勇君） 池田 望委員。

○委員（池田 望君） 入り口がこんなものだからちょっと話が大きくなって申し訳ないんで

すが、そういうことであれば少し皆さんも、我々もそうですが、研究をして条例の整備等も含めてそういう安全保障のための、村を守るための何か条例をつくりながら、その土地の売買、かの国から入ってこられないような、離島もたくさんありますし、民有地もあると思うんですよね。そういうところにまず拠点というか、そういうことが起こらないように何かやっぱりそのことは頭の中に置いておいていただいて、しっかり条例整備するならするで、早いほうがいいですから、取りかかっていたきたいなと思うんですが、村長、どうでしょうか。

○委員長（稲垣 勇君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 私もこの事象が、今回の密漁のまず事象で言うと9月の上京前ですよ。村民の皆さんのブログだとか見て、その前に何隻かいるというのはあれでしたけれども、9月の定例会が終わった後の上京の大きな目的は、そのときは来年度の事業の概算要求の応援を各先生方に求めるためにという予定でアポイントメントもとってありました。そこにこの問題が出ましたために、こちらに載せているのは急遽そちらの方面で重点的にお願いをした先生の名前を列挙しているわけです。

そういう中で、先ほど鯉江委員もおっしゃったようなこと、今池田委員もおっしゃったようなこと、それから先ほどから高橋委員や杉田委員から質問も出ているようなこと、今の事象をおさめることと同時に今後どうするかということの中でいろいろそれなりに陳情・要望してきたつもりでございます。議長にも相談し、議長は母島の組合長という立場もございまして母島の組合のことですとか、父島の組合長とも連絡をし、それから観光事業者の声も内地にいても総務課長を通して伺いながらやってきたところですが、その法整備というのが、特に従前から旧島民の、帰島していない旧島民の方の権利関係がどうなっているかわからないところがありますよね。もし、我々が承知おきできないときに土地の売買なんかもないとは言えないわけですね。そこがもし心配するような案件に当たるようなことがあったら大変なことになると思いますので、これから我々が考えなきゃいけないのは、今池田委員がおっしゃったようなことまで念頭に入れながら今後のことを考えていかなきゃいけないと私自身はそのように思っているところでございます。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） 今回の中国漁船の件で一般質問をやるつもりだったんですけども、総務委員会というところで了解しましたので、この場でやらせてもらいたいと思います。

最初に、中国漁船の対応についてなんですけれども、日中漁業協定を改定して、その暫定水域等で取り締まりができるように村から要望をすべきではないかという提案をさせていただきます。

この話は、まず最初に、私は日本のサンゴの流通業者から話を打ち明けられました。最初話を聞いたときは、何で小笠原諸島の中国漁船団に日中漁業協定が関係してくるんだろうと正直思いました。ただ、この日中漁業協定の問題を突き詰めていくと、そのサンゴ業者が言うとおりに、この日中漁業協定を改正すれば小笠原に来る中国漁船団を撲滅することができるのではないかという結論に達しました。その説明をまずさせていただきたいと思えます。

お配りした資料の地図を見ていただきたいんですけども、日中漁業協定では日中暫定措置水域とこの下の27度線の下の水域ですね、ここの部分の排他的経済水域、領海は含まれておりません。ここの水域は何と日本の漁業関連法が適用されていないと、これ日中漁業協定で定められています。

つまり、日本の法律がここの排他的経済水域内では適用されていないということは、日本の海上保安庁及び水産庁は日本の排他的経済水域で中国漁船が赤サンゴの密漁をしてもそれを捕まえることができないんですよ、できないんです。また、中国の法律は及びます。及ぶので、日本の排他的経済水域内で中国漁船は、中国の海上保安庁ですね、中国海警は逮捕できます。そういう協定になっているんですよ。では中国が日本の排他的経済水域内で中国漁船を捕まえるのかと言ったら捕まえるわけじゃないですよ。

また、日本政府もこの間水産庁に行って聞いてきたんですけども、日本の水産庁としても、中国の密漁船団が日本の排他的経済水域内で密漁していたとしてもそこに中国海警が来られては困ると。そういう中国海警が日本の排他的経済水域内で活動されているのは、それが実効支配になって中国の海になってしまう。だから中国の海警も捕まえない、日本の海上保安庁も捕まえない。そういう海域があるわけですね、ここに。その海域の中に赤サンゴがとれるところがあるんですよ、いっぱい。ここの地図に示した海の瀬だけではございません。ほかにも石垣島の周辺にもございます。そういう中国の密漁船団が堂々と違法行為ができるそういう海域がある。これが中国密漁船団の温床になっているんですよ、アジトになっているんですよ。こういう問題がある。

水産庁に私11月後半に行きました。こういう問題があるんですけども本当なんですかと。本当だと。実はこういう問題があるから中国でずっとサンゴの密漁が200隻でやられていた。

一説によると500隻という話もあります。ここでぬくぬくと赤サングの密漁をずっとやっていると。そこで、沖縄でもうとれなくなってきたなというところで、沖縄で活動していた中国密漁船団が小笠原にやってきた。そういう話なんですよ。

つまり、ここの日中漁業協定の中で指定されている無法地帯ですね、これをなくすというところが中国密漁船団の根絶につながるのではないかというふうに私は思っています。また、水産庁にも、いやこんな問題があるんだったらこれ何とかしてくださいよという話を私のほうからはしました、一議員として。村長、ぜひこの課題、村としても村長の立場としても水産庁に、あるいは外務省もこれは関係してきます、要望をしてもらえませんか。

○委員長（稲垣 勇君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 大変よくお調べになっていて本当に敬意を表する次第でございますが、先般、水産庁が来島した際にこの件についてお伺いをしました。確かに3年ほど前から宮古島の東90キロにある宝山曾根という漁場に中国船があらわれ始めて、昨年9月から10月ごろには240隻以上も集まったということがあるそうです。

また、今委員ご指摘のとおり、日中漁業協定ではこの部分が双方の法令適用除外となっているということで、日本側が中国船を取り締まることはできないということのようです。こういう状況から小笠原の漁場が確かに荒らされる一つの要因にはなっているという分析は間違いではないと思いますし、確度が高いのではないかと思っているんですが、これは既にお調べになっているかもしれませんが、外交上のいろいろな経緯があるんですね、こうなったことに対して。小淵外務大臣のころにどうやら起因するようですけれども、そういうこともあるということ調べた上で、まず当該の沖縄県、それから沖縄漁連等ももう既にいろいろ要望していると、国会の中でも一部議論をされているということは承知おきをしていますので、まず沖縄の皆さんがどういうふうなことを思っておられるのか、どういう行動を考えられておられるのかというのが第一義として、東京都それから父島・母島の漁業関係者の皆さんにも話を伺って村の立場というのは考えていきたいと思えます。

うちだけが突出してやるのが必ずしも効果があるとは思っておりません。やるからには効果があるものということを考え、ただ、発信ということは大事だと思っておりますので、そういうことを考えますと、まず第一に沖縄の方々がどう考えているのかということ、そしてこういう事案があるということ父島・母島の漁業協同組合の皆さんとも相談をさせていただいて検討していきたいと、このように思っております。

○委員長（稲垣 勇君） 一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） 確かに仲井真知事の時代に沖縄県としても要望は承っていると水産庁の方に聞いています、話は。ただ、今回の小笠原諸島のような課題には、これだけ大きな問題には沖縄の場合には残念ながらならなかった。それは沖縄の非常に複雑な政治的背景があると私は踏んでいるんですけども、今これだけ小笠原のことで皆さん国民的な関心がある中、沖縄と共同してでも構わないとは思っているんですけども、やはり小笠原もこれの影響を受けているんだという部分の発信はぜひしていただきたいなというふうに思っています。まずは検討をしていただけるということなので、ぜひ検討をしてください。お願いします。

続いて、中国漁船の対応について、2番目なんですけれども、今回中国漁船が劇的に増えた時期がございます。それは10月中旬以降ですね。なぜ10月中旬以降にこれだけの数が200に一気に増えたのかというその理由の一つとしてささやかれているというか、専門家の指摘があるんですけども、10月15日に福岡地裁で外国人漁業規制法違反、領海内での操業の裁判の判決があって、領海内19キロメートルのところで捕まえた中国漁船のGPSが十分ではなかったから故意ではないかもしれないという、そういう判決で無罪になっちゃったんですよ。この無罪判決が中国側に伝わって、日本ではたとえ捕まったとしてもGPSが壊れていれば無罪になるよ、そういう話が伝わってそれで一気に押し寄せた。そういう話が専門家からもありますし、先ほどのサンゴの流通業者さんからもそういう話が出ています。この無罪判決がすごく大きいと。しかもこれ無罪判決が出ただけではなくて、検察がこれを控訴断念しているんですね。これの課題について参議院の農林水産委員会でもこれ大きな問題になりまして、自民党の古賀先生がこの問題を追求してきているんですよ。これは非常に問題じゃないかと。

私もこれは非常に問題だと思います。判決云々もそうなんですけれども、控訴を断念している。だってこれおかしいじゃないですか。水産庁もちゃんと答弁の中で言っているんですけども、いや、我々は間違いなく領海から19キロのところで捕まえているんだと。領海というのは22キロですよ、その領海内で捕まえているんだ。当初犯人も領海内だということを認めていたと。それでもGPSの調子が悪いとか性能が悪いとかと言ったら無罪になっちゃう。だってこれ我々車の運転で考えたときに、時速20キロオーバーで捕まって、いやメーターがちょっと調子が悪くてと言ったらこれ無罪になりますか。おかしいですよ、こんなこと。これは、私は嚴重に検察、つまり法務省ですね、抗議すべき話だと思いますけれども、その点はいかがですか。

○委員長（稲垣 勇君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 法務省に抗議をすべきではないかということではありますが、検察がいかなる司法のやりとりがあったか、裁判上のやりとりがあったか。まず無罪判決を受けて控訴すべきかどうかということ、当然何らかの理由があつて断念したんだと思うんですね。そのところの詳しい事情を私知る立場にないので、村が法務省にこの件で抗議ということは考えておりません。むしろこの無罪判決に至った捜査ですとか公判の内容ですね、中身、そういうものを十分に吟味してそれを教訓にすると、今後の、これが大事ではないかと思っています。

先ほど経過報告の中で横浜地検のことをご報告しましたけれども、10月5日の領海内操業による逮捕案件について裁判の今準備がされていまして何とかそこに、事情聴取を実は東京にいるときに受けました。先ほど総務課長の報告にありましたように、父島の漁業組合長もそれから観光協会長も受けております。きちんとした裁判を、きちんとした裁判と言うとおかしいですけども、横浜地検としてはやりたいということで、できれば証人として出廷をしていただけないかというような要請も受けています。日程調整ができれば村民の代表として、どのような判決が下るかはともかくとしても、我々が今回このような案件でどういうやはり苦しみや思いをしたかということは出廷して訴えようと今思っています。

そういうことで、今後ともこの問題が裁判の席でも、法律に基づいての量刑でしょうからそういうものを、法律を飛び越えてということはないと思いますが、少なくとも村民の思いとかそういうことを証人として出廷して言うだけでも違うと思っていますので、ぜひそのようにしたいというふうに思っているところでございます。

○委員長（稲垣 勇君） 一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） 私もつい熱くなってしましまして、法務省に抗議というのは確かに筋違いかもしれないんですけども、思いとしてはもうそういう思いでいます。それは私一国民としての今はちょっと思いだったのかもしれませんが、村長がそういう形で、外国人漁業規制法で今回3件裁判をやるということで村長もそこにかかわるということなので、もう徹底して検察のほうに厳罰を、最大限の罰を与えるように村長のほうから村民の思いを訴えてほしいと思います。

次に移ります。次なんですけれども、赤サング、今回根こそぎとられてしまったわけなんですけれども、今後の話なんですけれども、この赤サングを東京都とかあと水産庁に頼んで増養殖の調査研究をこの島でできるように、そして資源の回復をより早めるようなそういう

体制をつくることができないでしょうか。

○委員長（稲垣 勇君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） いわゆる浅いところにあります造礁サンゴの養殖についてはかなりの研究が進んでいるようですけれども、この赤サンゴ、宝石サンゴにつきましてはちょうど今年8月に沖縄の美ら島財団が宝石サンゴの繁殖生態を解明したという論文が発表されております。この養殖を行う前提としてこのような基礎的研究がまず必要かと思えます。資源の枯渇・回復というのは小笠原近海に限ったことではございませんので、今おっしゃったような水産庁がいいのかというところではありますが、国や東京都にもこのような研究の支援、または今おっしゃったような具体的な増養殖、こういったことも要請し、長期的な資源回復、またその結果として密漁防止につながればいいのではないかとは思っています。

○委員長（稲垣 勇君） 一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） ぜひ赤サンゴの増養殖を要望していただきたいと思います。

これには資源回復という意味もあるんですけれども、もう一つ重要な意味があると私思っています。それは、この赤サンゴはワシントン条約の附属書Ⅲに今登録されております。附属書Ⅰ、Ⅱ、Ⅲと区別がございまして、附属書Ⅰに登録されてしまうと基本的にもう取り引きは禁止、附属書Ⅱに登録されてしまうとこれ取り引きができないというわけではないんですけれども規制が相当厳しい。この附属書Ⅱに登録されてしまうと日本のサンゴの漁業、流通業、加工業、これが崩壊してしまうと言われております。2年後にまたこのワシントン条約の改正があって、附属書Ⅱにしようとする自然保護の団体の勢力があるわけです。その自然保護団体に対抗するためには、この赤サンゴの保護増殖もちゃんとやっているんだよということが言える、これはすごい大事なことだと考えております。

思い出してください。世界遺産登録のとき、ウミガメのとき、IUCNで絶滅危惧種に指定されていますよね、ウミガメは。でも、それでも小笠原が大丈夫だった理由、百何年間もずっとウミガメの保護増殖をやってきましたと、そう説得したら向こうは納得しましたよね。それと同じような考え方で、今の自然保護団体は決して保護一辺倒だけではございません、昔と違いまして。ちゃんと持続可能な仕組みになっていけば、自然保護団体もちゃんと説明すればわかるんですよ。でも何もやっていません。高知県ではちゃんと県の条例と規則でいろいろな細かい規制をやっています。東京都も漁業調整規則の中でちゃんとやっていますけれども、もっと赤サンゴの保護増殖を小笠原でやっているんだというのが

あれば、これ附属書Ⅱに格上げされてしまうことの阻止につながると思っております。ぜひそういう観点からもこの養殖、保護増殖、ぜひ実現したいと思っておりますけれども、村長、お願いします。

○委員長（稲垣 勇君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 自然管理の面から、今一木委員がおっしゃっていたことは私も承知おきをしていますし、水産庁等も承知おきをしています。ですから、このことが我々の望まない方向に行って、せっかくサンゴの漁をしている漁師さんができなくなってしまったのでは何のためのこれからの方策かということになりますので、今ご意見をいただいたようなことも一つの方策だと思いますし、そういう危険性もあるよということは我々も承知おきをしていますので、これを念頭に置きながら今後のこと、このこともきちんと念頭に置きながら対策ということは考えていきたいと、このように思います。

○委員長（稲垣 勇君） 一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） 最後に1点、事前にこれはちょっと通告はしていなかったんですけども、厳罰化が実現しました。罰金刑が上がりました。これは大変効果のあることだなど私自身も思っております。本当に水産庁、海上保安庁また法務省の方々には感謝を申し上げます。

一方で、一応村の要望書の中にも書いてございますけれども、できれば捕まえた中国漁船の船の没収、あと漁具の没収、あと密漁したサンゴの没収というのもきちんとできるような法律にしてほしいというそういう要望をしていますね。ただし、今回の法改正の中では残念ながらその部分にまでは達しませんでした。領海内の法律、外国人漁業規制法の中では船の没収もできますし漁具もできるしサンゴの没収もできます。でも排他的経済水域内で操業した場合、これは懲役刑も科すことができないし、あと今だと漁船とかそういう漁具、サンゴの没収は一時的な没収はできるんですけども、担保金を支払われたらそれは返さなきゃだめだというふうに今の法律では、日本の法律ではなっています。

でもこの間、これも参議院の中で議論されているんですけども、国連海洋法条約ではサンゴに限っては、その返さなきゃいけないというのは、それは返さなくてもいいという国際法になっているんですね。水産庁もそれはわかっています。わかっちゃいるんですけども、今回の法改正ではそれを盛り込めなかった。これ何とか排他的経済水域内で操業したときに船没収、漁具没収、あとサンゴも没収、担保金を戻した分。そういう没収ができるような法律改正にしてほしい、そういう要望も村のほうからできないでしょうか。

○委員長（稲垣 勇君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 改めてよく本当に法律を勉強されているなということで敬意を表します。私ももうこの案件については長としてきちんと極力冷静に国のほうにお願いをし、対処していきたいというふうに戒めながらやっているんですよ。というのは、気持ちがふつつつとしてきますので、どうしても。

私たちが考えなきゃいけない一番根本は、漁業者にしてもそれから観光事業者にしても村民にしてもそれぞれの安心と安全ということを確認していくことが大前提にあるわけですから、そのために、皆さんからすれば何だ時間かかるじゃないかとか言われても、今のようなことを絶えず考えられることはピックアップをして、法律にのっとりてきちんとそういうことが取り締まれるようにということ、またきちんと処分もできるようにというようなことを一つ一つ積み上げていくことが大事なことだと思っていますので、村も頑張りませうけれども、やはり議会とここは一緒になってやらなければいけませんので、今のようなお知恵もまたかしていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（稲垣 勇君） お諮りします。

暫時休憩したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認め、3時20分開会ということで、休憩に入ります。

（午後3時5分）

○委員長（稲垣 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後3時20分）

○委員長（稲垣 勇君） ほかに。

片股敬昌副委員長。

○副委員長（片股敬昌君） 密漁船が来てまず現状、テレビなんかでもわかりますように、もう海底が完全に荒らされちゃったという状態、ここからどう復興するかということだと思うんですね。現状の対策は復興対策と、将来再びこういう事件を起こさないようにどうするのかという2つの対策が必要だと思うんです。

サンゴの問題いろいろと出てきましたけれども、漁師さんにとっては自分たちが漁をするところ、魚をとるところが荒らされちゃったということ、これ一番の関心事だと思うんで

すね。やっぱり小魚が集まるためには漁礁がまず必要だと思うんです。そこに小魚が集まれば中型が集まり、大型が集まるというこのサイクルがあるわけですので、早急に取り組むべきは漁礁をまずつくるということ、私ここに復興対策の最初のポイントだろうと思うんです。この漁礁ができればそこに自然とサンゴもまたできてくるという可能性もあります。その辺の要望をぜひ取り上げていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（稲垣 勇君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 先日、12月5日に村のほうに、先ほど申し上げました水産庁の資源管理部長ほかが来島されました。その際に東京都の水産課の方も同行されております。まずは今回の中国船によってどれだけの対象となった漁場が荒れたのかということ調べていくということで、水産庁も東京都も取り組むというふうにおっしゃってございました。その結果としての対策の中で、先ほど言いました国の対策とともに、東京都の水産課のほうでは過去にウエザーステーションの沖合に漁礁を沈めたこともあるようですが、それも一つの検討材料としては考えているようなお話をされましたが、今回のサンゴの漁場にその漁礁を沈めたほうがいいのかどうかについてはまた水産課の、東京都のほうの調査も含めてお聞きしながら、必要があれば要望なり事業実施を検討していただければいいのかなというふうには思っています。

○委員長（稲垣 勇君） 片股敬昌副委員長。

○副委員長（片股敬昌君） 今回罰則、罰金ですね、これが3,000万円に上がったということで幾分効果はあるかと思うんですが、私はまだ根本的な対策になっていないような気がするんですね。なぜかといいますと、組織的に来ているわけですね、この密漁船が。例えば50隻で来て1隻がわざとおとりになる、1隻が3,000万円を払ったとしても50隻全体で負担したとすると1隻60万円なんですよ。これ200隻が組織的にやった場合にこれわずか15万円ですね、1隻当たりの負担。ですから、これ組織的に来られた場合はこの罰金3,000万円というのも大して効果はないなというふうに私は思うんですね。

だから、よりもっと別な形での根本対策というのが今求められているのではないかという気がするんですね。いろいろ話を聞いていてどうも監視船の強化とかということぐらいしか根本的な策が見えてこないんですけれども、批判覚悟であえてちょっと言いますけれども、網をおろすと必ず網が引っかかって破れてサンゴが上がってこない、それくらいのもう海底にしないと、網をおろすたびに必ず引っかかって網が破れちゃう、そのぐらいにしないと密漁は必ず来ると思うんです。いかがでしょうか、この点。

○委員長（稲垣 勇君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 根本的な対策ということで、一つのことで全てを解決するというのは多分今回の件では難しいと思います。今のお話はあくまでも委員のアイデアの一つかと思います。先ほどお配りした安倍総理に出した報告書の別紙にありますように、また先ほどからいろいろな一木委員のご意見ですとか、罰則が強化されたこと、私は総合対策によってやはり再発防止というものが行われるのだろうとっております。当然海上保安庁や水産庁の取り締まりを強化するという、さらには今回法改正された罰則の強化によること、そして外交ルートでは中国政府に対して、そもそも今回の中国、中国の国内ではサンゴ漁そのものが禁止されているのでサンゴ船というのはあり得ないんだということを水産庁から伺っています。ですから、中国のほうでの取り締まりというのもきちんとしていただくこと。

また、先ほどのような環境調査、漂着ごみなども必要ですし、今回ご紹介しようと思っただけですけれども、何かの機会にと思っていたのは、先ほど一木委員がおっしゃったように、沖縄のほうにやっぱり密漁の場があってそこから小笠原に流れてきた。先ほど報告しましたけれども、去年の9月、10月ごろに240隻ぐらいたというのが、今回同じように今年小笠原に200隻以上船が来たと。水産庁の方にお聞きしましたら、去年の段階では船名とかははっきり書いてあったそうです、最初は。それに対して国のほうから中国に申し入れたところ、今度は中国船が今の今回のように船名等を消してきたと。今度は船の形でクジラのしっぽのように個体識別をしようと思っただけですけれども、写真は撮って送ったところ、次は、今度中国船は改造してきたということの繰り返しのようです。まさに先ほどの五島列島の判決無罪というのも一つのきっかけになったんだらうと、これはあくまでも推察ですけれども、おっしゃってございました。

ですから、今回村長が出廷するかもしれない裁判の結果であつたり、罰則が厳しくなったとか、小笠原で強化、取り締まりが厳しくなったとか、そういったことは密漁船のほうに当然伝わっていくんだらうと思っております。それが結果的に再発の防止につながっていくのではないかなというふうに思っております。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありますか。

高橋研史委員。

○委員（高橋研史君） たびたびですが、11月26日にこの密漁を受けて緊急集会を議会一同開催させていただきました。まずご相談を漁業協同組合のほうに持ちかけたところ、もっと

早く何で相談してくれないんだというようなことをちょっと私も言われました。よくよく考えてみましたら、なかなか現場の声を拾えなかったというような現実があったようです。しかし、快く漁業協同組合の方々はこれを受け入れてくださって、10名ほど組合長以下この会に参加していただきました。もちろん議会のほうも皆さん手弁当で参加していただきましたけれども、この漁業者は、村長は多分上京していてご存じないかもしれませんが、代表10名がこれに出席するというので、見送り船まで出して、おお、みんな頑張っていてくれよということで見送られて東京に上京したわけです。我々もいろいろ手配をしましていろいろなところから同意もお願いした結果、冷たい雨が降る中、300人ほど入れる会場を用意したんですけれども、立ち見が出るほどの盛況を受けました。

そこで私まず感銘したのは、会場の準備をどうしてもしなきゃいけないので人が欲しいということで、内地にいらっしゃる方にも声をかけたら、一木委員を通してここに住むあるお母さんの娘さんが来てくれました。彼女は大学の授業が午後からあるのを、午後までだったら大丈夫だろうということで午前中ということで準備を手伝ってくれるということでいらっしゃってくださったんですけれども、もうそろそろ大学に行かなくていいのと聞いたら、午後からの1時間目は休んでもいいやと、ああそうですかと。もう一回、まだ残っているのもう帰らないと大学間に合わないよと言ったら、こんなに大事な会議、学校に行くより大事ですと言って最後まで手伝ってくれました。私はこの会を通して小笠原の出身者、島にいる、東京にいる、それ区別なく我が小笠原村民の心が一つになった瞬間じゃなかったかと思います。

それと、この会に際して、尖閣で苦勞している石垣市の中山市長にもメッセージをいただきました。今後このような島との連携も模索できるのではないかと思います。

そして、何よりも初めて私あそこで漁業者、若い漁業者の方のお話を聞くことができました。中には、もう小笠原の海は俺たちの海じゃないよなとそう語ったときもあったというお話もいただきました。これからどうなるのでしょうか。サンゴ船が消えても、30年前のいわゆる台湾密漁船を経験した古老の漁師は、これから魚が釣れなくなるんだぞというようなことを言うておりました。

この問題は船が消えたからといってなくなる問題ではございません。これからきっと何かしらかの漁業の影響、それが出てくると思います。ということは、村に対する打撃もこれから生まれてくるのではないかなと注意深く見守る必要があると思うんですけれども、村長、率直にあの会に村長も出ていただきました。大変貴重なお言葉もいただきました。こ

の会に出たとき、あの会場で感じた熱気とこれから起こってくるだろう漁業問題、どのように注意深く監視して、村として漁業者の皆さんに寄り添って、この問題を決して風化させないように今後の対策をどのようにつなげていくかお考えでしょうか、お答え願います。

○委員長（稲垣 勇君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） まず、今回の26日の集会でございますが、高橋委員が主体となって村議の皆さんもご出席され、段取りにもご苦労されたわけですが、会を主宰する皆さんの団体の日ごろの活動からある程度のお客様が来てくれるのだろうということは思っていたが、それ以上に大変熱気のある会合だったと思っています。

それから、直接漁業をしている若い漁業者の方々の声に触れることができたのはよかったなど、そう率直に思いました。私どもはというより、私の立場から言いますと、つついご相談をするのがその組織のトップになってしまいます。今回、先ほどの答弁の中にも出ましたが、これをどのように国とかそちらに陳情していく、そういう場合のお知恵をかりるのもどうしても組合長さんになってしまいます。そういうことからすると、必ずしも若い人たちの声が全て上がってきているということではなかったんだろうなということも感じました。ゆえに先ほど答弁で申し上げましたが、そういう直接苦労をされている方たちの声や期待にどれだけ応えるかということが私たちの役割であるし、評価にもつながってくるんだと思います。

かつてこのサンゴの密漁船では台湾も来たことがあるとかいろいろあって、漁場が今回本当に荒らされたことは確かだと思います。一時的には漁も減るでしょう、それがどのくらいの期間なのかわかりませんが、その回復のためにやはり一生懸命尽力するということに尽きると思います。そして、皆さんが希望を失わずにやっていけるような道をいろいろな関係機関の方とも相談しながらつくり上げていくということこそが肝要だと、ここまで来たらですよ。そのように思っているところでございます。

本当に、改めて漁業者の一人一人があの大勢の前で自分の考え方や意見もきちんと述べられたことに対しては大変感銘を受けました。

○委員長（稲垣 勇君） 高橋研史委員。

○委員（高橋研史君） ちょうどこの会の日を決定しようかどうかというときに衆議院の解散が総理大臣から宣言されて、本来でしたらあそこに例の自民党の合同部会に参加して下さったような国政の先生方数十人が参加するはずだったんですけども、それもかなわなくなりました。

ただ、今回こういう事案ではあったんですけども、かの政権与党自民党に外交ですか、安全保障、あとは農林水産等々の委員会が合同部会を開いて、あれだけの小笠原問題に対する決議をしていただいて、なおかつその決議の中をひもといてみますと、いわゆる離島の安全のためには何が必要かというものも入ってございましたし、中には滑走路の設置までうたっていただいております。これは今までになかったことです。小笠原の歴史、村政の歴史の中になかったことです。ぜひ、この流れをとめるわけにはいかないんですね。これで総選挙が終わって新しい体制になりますと、もう組閣が始まって新しい体制、暮れからお正月。この問題どこかに飛ぶかもしれません。決してそういう忘れ去られてはいけない問題だと思うんですけども、いかがでしょうか。

こういう合同部会という形がどうかはわかりませんが、ぜひとももう一度これに関する農林水産部会でも結構です。そういう部会を開いていただいて、村長をはじめ漁業協同組合の関係者の方々、もう一度その席上で今後起こるであろう被害を想定したことをきちんと話していただいて、それに対する国の方策をきっちりその部会で政府に申し入れていただくようなそのようなまず段取りをとるべきかと私は思うんですけども、私の考えはそうなんですけれども、村長の考えはいかがでしょうか。

○委員長（稲垣 勇君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） きょうお配りした私どもから出した資料、それから議長が歩かれた資料、両方を見ていただきますと、今高橋委員からありました自民党の中の部会だとか、そちらに議長だけが出ているのもございます。そこは全漁連であったり都漁連であったり出ていますが、今回衆議院の総選挙が終わりましてどのような構成になるかということはあれですけども、私どもがこの案件において信頼に足るといいますか、お願いをできる先生というのは大体今までのおつき合いの範囲の中も含めて固まってきていると思いますので、そういう先生方にもご相談しながら、今の高橋委員の提案は議会の皆さんとも相談しながらやるべきだと私は思っています。

先ほどの中で、26日に皆さんの声を聞くのが遅過ぎたなというのは特に現場の方は思われたと思いますし、そういう方のお届けするような機会がまたできればこれがいいことだと思っていますので、そのようなことは考えていきたいと思っています。

それから、先ほど答弁ですみません、石垣中山市長のこと落としてしまいました、実はうちはほかのおつき合いもございまして中山市長とは私自体も面識もございまして、大いに連携をしながらこのこともやっていきたいと、このように思っています。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

片股敬昌副委員長。

○副委員長（片股敬昌君） 実はご存じだと思いますけれども、毎年中国にODAとして300億円支払われているわけですね。経済大国中国にどうして毎年こんな300億円もというふうな国民も多分たくさんいらっしゃると思うんです。今回は小笠原の海がこれだけ荒らされたということからしても、中国とやはり何らかの接触、折衝をしていただいて、3分の1でも小笠原にぜひ回してくれと、そういうふうな働きかけもぜひ村長、無理かもしれませんが、ちょっとぜひお願いしたいと思うんですけれども、どうですか。

○委員長（稲垣 勇君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 片股副委員長のお気持ちはわかるんですけれども、直接的にそういうことを私の立場から申し上げにくいというより、なかなかできないところはございますけれども、国の協力なくしてできませんので、先ほど総務課長が言いましたけれども、総合的な対策だと思います。外務省にも頑張っていたかなきゃいけませんし、そういうことの中で思いのあるところを伝えていきたいと、このように思います。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

杉田一男委員。

○委員（杉田一男君） 先ほどもお話ししましたけれども、この中国密漁船問題について、やっぱり漁業者が何を一番不安に思ったかというのと、やはり4月ころから中国船が見え始めて7月大分増えてきている。そういった中で4カ月ぐらい対応がとられなかったと。そうするとやり放題に漁場も荒らされるのを黙って見ていなきゃいけない。そして漁業者にとればちょうどエビの収穫時期なんですね。そして中国船がいるために出漁もままならない。このままいったら漁業者の生活は成り立たない、破綻する。それだけではなく村民の生活も安全も含めて成り立っていかないと。そういう危機感に駆られた中で、先ほど高橋委員も言いましたけれども、11月26日の小笠原・日本の海を守る緊急集会という形に10名の方が参加された思いだと思います。やはりもうちょっと早く対応していただければと、そういう思いに駆られて私は出たんだと思います。

しかし、現実的に大きな被害を残したまま中国船は去りました。これがまた二度とないとは言いきれません。先ほど私申しましたけれども、やはりこの問題は事後処理も大事だと思っています。事後処理によって漁業者がどれだけ力強さを得て活気づくかという部分に関してもやはり事後処理は大事だと思っています。先ほど私申し上げましたけれども、被

害状況の調査、そして産廃として残されたごみの処理とか、これは先ほど無人カメラで調査するような話もありましたけれども、そしていろいろな意味での漁業補償のようないろいろな意味の支援、いずれもこれ予算が要りますけれども、これはやはりぜひ進めていく必要があると思います。そして海上保安署の増強、これも一朝一夕にはいかないと思えますけれども、やっぱり国境離島を守る意味でも、今これだけ国防の脆弱さが明らかになった以上、これはやはり真摯に取り組んでもらわないと困ると私は思っています。

そして、漁業者側から言えば、やはり漁業者全員がこの問題を東京都や国、村がどう捉えているか、そういう情報提供も私は懇切丁寧にやる必要があると思います。まずこの漁業者、島民に対しての情報提供に関して今後どういう取り組みを考えているかお聞きしたいと思います。

○委員長（稲垣 勇君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） まず、漁業協同組合のほうとは何回か連絡を取り合い、例えば村長の活動状況をお聞きしたり、先ほども質問がありましたが、漁業者の方とも中では一度直接私はお会いしてお話を聞いて実情を伺ったこともあります。こういった情報については、特に海上保安署の情報なんかは海上保安署から直接毎日漁業協同組合にも伝わっております。それが漁業者にも伝わっておるかと思えます。

一方で、一般の村民の方への対応というのは、11月号の村民だよりに一度だけ対応を載せたんですが、どうしても原稿の都合で、出した時点では状況がさらに変わっていたというところがございます。今警察のほうでは掲示板のほうで警備を強化しているということを開張り出していただいた中で、皆さんがある意味安心を感じていただけたのかなというところで、そういった形の現地の連絡会議を行ってきたところがございます。

今後については、一旦中国船の出現というのが収束しかかっておりますので、状況を見ながら情報提供をしていきたいというふうに思っております。

○委員長（稲垣 勇君） 杉田一男委員。

○委員（杉田一男君） この情報提供によりやはり安心感も違うと思いますので、ぜひこれを実施していただきたいと思えます。

それと、村長にも改めてお聞きします。私は事後処理が大事だと今言いましたけれども、いろいろと項目を挙げましたけれども、改めてこの問題の事後処理に関して村長の改めて意気込みというか考え方をお聞きしたいと思えます。

○委員長（稲垣 勇君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） まず、漁業関係のことに関しましては、先ほど来申し上げておりますように、全漁連、都漁連、そして組合長さんも入って水産庁や東京都の産業労働局ともお話をしているようですから、具体的な話についてはプロの方々にお任せをもちろんしたいと思いますが、村の姿勢としてはきちんとそれらについて相談に乗っていただきたいということをお願いするとともに、今後、水産庁が水面下の調査をするということで、その後のことについてもどういう形でできるかということを考えているということでございました。その予算づけに対して村がお役に立てることがあると思います。村が強く要望することによってその予算の獲得にお力がかすことができると思いますので、予算獲得をするために我々ができることをしっかりやってみよう。

そして、あと観光等はこれからホエールウォッチングのシーズンでございますので、その動向を見ながら、まず船が領域内に来たら排除するというのを継続してお願いをしていくことと同時に、状況を見ながらまたその先のことを考えてまいりたいと。

そしてもう1点、村民の多くの方が不安を抱いているということに対しては、連絡協議会の中で再度お願いをしてまいりました警視庁にも適宜それについてはやっていただけるということを警視庁からもお返事をいただいておりますので、そのようなことをお願いしてきたことが確実に履行されるよう、また私もお願いをこれからもし続けてまいりたいと、このように思います。

○委員長（稲垣 勇君） 杉田一男委員。

○委員（杉田一男君） 村長からの前向きな発言をいただきましたので、この問題はこれから私は勝負だと思っていますので、ぜひ力の限りお願いしたいと思います。

そして、委員長にもお願いしたいんですけれども、この総務委員会で集中的にやりまして、各委員の質問が終わりました後に、ぜひ委員長、各委員にこの問題はやはりこれからも続いていく問題です。そういった中で、委員会として、1つは委員会の継続審査にするのか、特別委員会にしたほうがいいのか、そういう判断もぜひ委員長にしていっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（稲垣 勇君） なければ、ただいま杉田委員から継続案件という要望がありましたので、これは継続としたいと思っておりますけれども、異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認め、この案件を継続で審議していきたいと思ひます。
お諮りしませす。

質疑がないようですので、これにて質疑を終了しませす。これにご異議ありませせん。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認めませす。

◎散会の宣告

○委員長（稲垣 勇君） よって、あとの議題は明日9時からということで、本日はこれにて
終了しませす。

どうもご苦勞さませすでした。

（午後3時50分）

総務委員会速記録

平成26年12月11日（木曜日）午前9時開議

出席委員（8名）

委員長	稲垣 勇 君	副委員長	片股 敬昌 君
委員	高橋 研史 君	委員	一木 重夫 君
委員	鯉江 満 君	委員	杉田 一男 君
委員	池田 望 君	委員	佐々木 幸美 君

出席説明員

村 長	森 下 一 男 君	副 村 長	石 田 和 彦 君
教 育 長	伊 藤 直 樹 君	総 務 課 長	渋 谷 正 昭 君
総務課副参事	鈴 木 敏 之 君	総 務 課 企画政策室長	樋 口 博 君
財 政 課 長	江 尻 康 弘 君	村 民 課 長	村 井 達 人 君
医 療 課 長	佐々木 英 樹 君	産 業 観 光 課 長	牛 島 康 博 君
自 然 管 理 員 専 門 委 員	岩 本 誠 君	建 設 水 道 課 長	篠 田 千 鶴 男 君
建 設 水 道 課 副 参 事	増 山 一 清 君	母 島 支 所 長	湯 村 義 夫 君
出 納 課 長	菊 池 元 弘 君	教 育 課 課 長 補 佐	大 津 源 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	セーボレー 孝 君	書 記	菊 池 ひろみ 君
---------	-----------	-----	-----------

議事日程

- 日程第1 小笠原諸島世界自然遺産について（継続）
- 日程第2 防災道路の整備について（継続）
- 日程第3 防災について（継続）
- 日程第4 沖ノ鳥島・南鳥島について
- 日程第5 小笠原諸島振興開発計画について
- 日程第6 その他
- 日程第7 閉会中の継続調査について

◎開会の宣告

○委員長（稲垣 勇君） ただいまから総務委員会を開会します。

出席委員が定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前9時）

◎会議時間の延長

○委員長（稲垣 勇君） あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

◎小笠原諸島世界自然遺産について

○委員長（稲垣 勇君） それでは、本日の議題に入ります。

日程第1、小笠原諸島世界自然遺産について、執行部から報告を求めます。

自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） お手元の資料に基づきまして、世界自然遺産の事業経過報告についてご説明させていただきます。

9月議会以降の報告事項といたしまして、平成26年10月27日、平成26年度第1回小笠原諸島森林生態系保護地域保全管理委員会が地域福祉センターで開催されました。

議題は次の（1）から（7）となっておりまして、この中での新規の事業といたしましては（3）の母島西浦地域におけるモデルプロジェクトということで、この事業に関しましては母島の村民意見交換会でも村民からの意見として出ました。母島にも父島の大神山公園みたいな小笠原の植生等を観察できる場所を希望されており、母島西浦地区95.43ヘクタールの地域に、母島特有の植生を回復して、母島シジミ出会いの森をつくる計画です。実施計画といたしましては、平成27年から3年間ということ、一応今のところ実施者はオガサワラシジミの会が中心となって行うと伺っております。この事業によりまして母島の新たな観察地域、自然観察地域が1カ所増える予定となっております。

次に、兄島のアノールの緊急対策についての報告です。

11月25日時点での稼働トラップ数3万5,801個、前回報告数は括弧内の3万3,555個です。同様に捕獲個体数につきましては今回1万4,088個体、前回につきましては1万153個体となっております。

最後に、昨年3月、平成25年3月に兄島にアノールの侵入が確認された後、その後約1年

半駆除事業を行っておりまして、この駆除事業の成果について一応今回中間評価案が出ましたので、評価案について次ページの横表にて説明させていただきます。

平成26年度兄島グリーンアノール防除対策の評価（案）ということで、今回のワーキングの中で約1年半のこの事業の評価案というものが今回出されました。

評価項目といたしましては、左側で、探索、捕獲、遮断、それから再侵入防止、それから最後に対策全体の進め方ということでまとめられております。

探索につきまして一番右側の平成26年度の評価欄を見ていただきたいんですけども、探索につきましては現在約135ヘクタール、兄島全体の17%ということで、そのうち高密度帯につきましては約20ヘクタール、これが實際上Aラインと言われているところの父島側の地域になります。実際1年半やった結果として高密度帯の拡大というのは認められていないと。一部数個体Aラインを越えてBラインの付近で数個体の確認がされているという一つの課題はありますけれども、大幅な拡大は認められていないと。

それから、秋期に追加のセンサスを実施ということで、これは兄島全体の分布状況を把握するための追加センサスを実施した結果、先ほど説明したように高密度・広範囲の集団がある可能性は高くはないと。ただし、まだ検査をされていない地域がかなり多くあるということで、兄島全体を見るとほかの場所に小集団がある可能性というのは否定できません。

それから、今回の実施した結果として、拡散速度については大体年間700メートルよりは遅いと考えられるということで、ただし、先ほど言ったようにBラインのところでは数個体発見されたということで、発見エリアについては広く薄く北部のほうに分散を行っているのであろうと。

それから、捕獲に関しまして、全体として平成25年度と平成26年度を比較いたしますと60%程度の生息密度に低減をできたということで、この事業自体、高密度帯の事業についてはある程度の低減を図ることができたので、少なくとも今までと同様の対応を3年間継続することによってかなりの低密度が図れるのではないかとこのように捉えております。

それから、あと各メッシュごと、1年間の捕獲件数C P U Eが0.1程度の低密度帯がかなり多くなってきたということで、このC P U Eは捕獲トラップ100個について何個体入るかという単位になっておりますので、C P U E 0.1というと1,000個のトラップをかけて1個体が入るとい程度の低密度帯と。ただし、そこまで落ちたところのメッシュに関してのそれ以上の低減というのが現在十分果たしていないと。

それから、平成25年度の捕獲に関しては、今年度生まれの幼体が多く捕獲されておりまして、実際上メスの効果的な捕獲というのが進められていないということで、来年また幼体、その残ったメスからの幼体というのがある程度拡散していくのではないかと。

それから、捕獲の最後の課題ですけれども、この2年間はある程度低木林、とりやすいところというところで低木林を対応させておりましたけれども、高所から柵を越えていくものもいるということで、高所とそれからあと島の周りの急傾斜地については柵等の対応ができていないということで、今後高所それから急傾斜地、それに対する捕獲技術の開発を進める必要があるという課題が残されております。

それから、遮断につきましては、Aラインに関しては、先ほどからの説明どおり高密度帯がその上の北部地域のBラインのほうに拡大している状況ではないだろうと。その後、先ほど言った低密度帯になったメッシュ帯、どんどんこのまま広げていくと捕獲体制自体のメッシュがどんどん増えていくということで、人員が足らなくなるということで、ある程度の期間、低密度を維持しているメッシュに関しては今後トラップを撤去していったら、もっと必要な場所に人員を配置していくという考え方で進めていきます。

引き続き、南部高密度帯の拡散防止と昆虫相・植生の重要地域の保全のための機能というのは、今後3年間は維持、そのまま継続させていただきます。

先ほど言ったように、ある程度低密度が図れたところによる柵の部分につきましてはトラップを撤去して、その分の労力をほかの地域に振り分けていくという形になっております。

それからCライン、兄島北西部の集水域を含む生態系セットということで、Cラインにつきましては今のところまだアノールの確認というのはされておりませんが、今後拡散等があった場合、まずそこで確認できる場所ということで兄島北西部の集水域について同じようにセンサートラップ等をかけて、常に拡散があるかどうかというのは把握していく必要があると。

それから、CラインとBラインの間ですね、滝之浦、大丸山にかけた尾根沿いに関しましては、今のところ検出限界以下であることを確認しておりますので、ただし、そうは言いながらもCライン自体は弟島への侵入を防ぐ意味でもCラインの設置というのは計画どおり必要だろうという判断が出ております。

それから、次の項目としての囲い込み柵ということで、これにつきましては、まだ侵入は確認されていないんですけれども、兄島に残された希少な昆虫類ということで、オガサワラハンミョウの生息地等につきまして、独自に万が一そこに侵入された場合、一気にハン

ミョウが絶滅するという可能性があるので、その地域については一応囲い込み柵ということで、その地域だけをとにかく囲うということで来年度以降設置をしていくと。おおむね想定されるのは2ヘクタール程度ということですので、その地域の昆虫を独自に守っていきましょうと。

それから、次の項目としての再侵入の防止として、實際上どういう侵入経路で入ったのかということがいろいろな説がございますけれども、現実的な侵入経路の解明というのを進めて、それについての対応策を今後考えていかないとこの兄島の事業自体が半永久的に続くという形なので、今後も引き続き侵入経路の解明を進めていくと。

対策全体の進め方ということで、短期的には、低密度帯に捕獲圧をかけなければ、遅かれ早かれ分布域が拡散されて次の高密度帯というのが発生してくるだろうということで、實際上この拡散のタイムスケジュールというのは現時点では不明でございますけれども、まずはまだセンサートラップを仕掛けていない低密度帯について確認がとれるということは、今後兄島全域含めてどういう状況になっていくのかということは今後も引き続きセンサートラップで確認をしていく必要があると。

これが総体的な評価ということで、この評価案につきましては今一応ワーキンググループとしてまとめた評価案ですので、今後來年の科学委員会にアノール対策ワーキングの結果として報告をして承認を受けた後、この事業成果報告として残されていく形になると思います。

説明は以上です。

○委員長（稲垣 勇君） ただいまの報告について、質疑、意見のある委員は挙手をしてください。

鯨江 満委員。

○委員（鯨江 満君） 今回の報告の最後のページの中長期的というところなんですけど、根絶技術の開発を進めるということなんですけど、現在何かそういう進捗状況は入っておりますでしょうか。

○委員長（稲垣 勇君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 進捗状況といいますか、今現在のこの捕獲技術に関しては、ご存じのようにアノールホイホイということで、ゴキブリをとるような粘着性のケースの中で捕獲をかけております。實際上今の大きさをまず半分にするとか、色が最初のころは赤だったんですけども、現実的には紫外線等で強いのは白が強いということで色を

変えたりとか、いろいろな形のものやっております。このホイホイの捕獲自体もかなり限界があるということで、このホイホイ以外の捕獲方法ということでは、例えばパンチング、ネズミ取りじゃないんですけれども、パンチングで挟むようなものとか、いろいろなものを今現在試行中なんですけれども、現実的に今兄島でそれを取り入れている形のものはまだホイホイ以外にはない。

ただ、これでは絶対根絶は、絶対とは言えないんですけれども、かなり根絶は難しいだろうと。低密度化まではある程度できるというのがこの1年半の結果としては出ているんですけれども、根絶という最終目標をとるには新たな捕獲方法、例えばメスのフェロモンを使ってオスを集めるとかそういう方法自体も今研究中ですので、今後そういうものができれば、それはもう随時ずっと検討しているということで、これからも進めていきます。

○委員長（稲垣 勇君） 鯉江 満委員。

○委員（鯉江 満君） フェンスを設置すると、それからホイホイということで捕獲するということはあくまでも暫定的なことであると思うので、それしかないというのであればこれはやむを得ないと思うんですが、何かそういう意味ではやっぱり研究機関ですね、そういうところと何かいい連携とって、いい方法を何とか模索してほしいと思います。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

佐々木幸美委員。

○委員（佐々木幸美君） 今のお話を伺っていると、資料にもありますけれども、今後拡大していくという可能性がかなり大きな部分を占めていると思うんですよね。アノールについてはそういうような植生の被害ということで、私たちもちょっと母島にいますので直接兄島のアノール被害ということはそんなに村民全体も意識がちょっと薄いと思うんですけれども、昨日ちょっと環境省と一緒に交えてお話したんです。兄島が世界遺産の面ということでやはり力を入れているのは間違いないんですけれども、今後ネズミ対策ということ昨日伺ったんですけれども、2015年からネズミ対策のための殺鼠剤を散布するという話なんです。そうすると、今度ネズミの被害もあわせて一番大事な陸産貝類の問題が出てくるわけですよ。その辺のところの兼ね合いというのは、非常にアノール対策、ネズミ対策ということで兄島全体が非常に危機的な問題に直面していると思うんですけれども、その辺は村長に聞いたほうがいいな、村長、どういうふう考えていったらいいんですかね。

○委員長（稲垣 勇君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 専門的な方々はいろいろな専門的な見地からいろいろなことをお話し

やられております。私は、兄島のこのグリーンアノールの問題が大騒ぎになって世界遺産が危機遺産になるのではないかというような話が出たときに、そういうことを念頭に置いて、踏まえて対策をすることが肝心であって、余り不必要に大騒ぎをすることはかえってよくないのではないかということを発言した経緯があるんですが、人間の英知を超えたところでやっぱり拡散していくというのはどうしてもあると思うんですね、我々こうしたら防げるとかいろいろ専門家の方の意見を聞いても。

今委員からご質問のあった、一つをやるとまたネズミが増えたりとか出てきますので、やはり一つのことをやって次に出てくる事象、それに対してやっぱり英知を集めて一つ一つ対策をしていくということが大事なことだと思っていまして、そのことをやはり関係機関できちんきちんと対応できるようにやっていきたいと、それが肝要だというふうに考えているところでございます。

○委員長（稲垣 勇君） 佐々木幸美委員。

○委員（佐々木幸美君） 岩本さんにちょっとお聞きしたいんですけども、この陸産貝類がやはり兄島の世界遺産の大きなメインになったと思うんですよね。これは昨日ちょっとお話ししたんですけども、聳島も調査した、私も一緒に行った経緯があるんですけども、アノール以外にこの一番メインなこの陸産貝類を守るというような方法はどのような形で考えておられるのか。ネズミがやはり捕食するというようなお話も昨日環境省を交えて伺ったんですけども、その辺がちょっと気になっているので、もしその辺の考えがありましたらお聞きしたいと思います。

○委員長（稲垣 勇君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 実際、陸産貝類、この小笠原の遺産の評価の中で一番高かったのが陸産貝類の、この狭い地域に多数の陸産貝類が生息しているという中で評価が一番高かった。まずはこの陸産貝類を守らないと、先ほどの兄島の例ではないんですけども、かなりの確率で危機遺産のほうにまで持っていかれるだろうと。陸産貝類の一番大きな天敵に関して、もう当然ネズミも貝類を捕食しております。陸産貝類のほうから水分をとるとというのが今現在確認されておりますので、ネズミが大量に発生すれば陸産貝類の被害というのはそれは相当増えていきます。

ただ、陸産貝類の一番大きな天敵がニューギニアヤリガタリクウズムシということで、今現在父島だけにいるということで、何とか今はまだ母島の侵入を防いでおります。それから、属島への侵入も今のところ防いでいる状況ですので、まず陸産貝類を守る中ではその

侵入確認を、侵入をさせないための確認行為ということで、今現在は母島の場合、靴底を洗っているだけなんですけれども、それではいつかは必ず入るのではないかとということも懸念されておりまして、母島の沖港回りのところにとりあえずウズムシの柵を設置させていただきます。その柵には一応上のところに通電線ということで電気を、太陽光からとった電気の線をはわせて、万が一ウズムシが入った場合、そこのテフロン製の柵を上って行って、通電に当たった段階で死滅をして下に落ちるといった装置を開発しています。万が一その柵のところでもウズムシが1匹でも確認された場合、集中的にその部分についてはウズムシの駆除に入っていくという形のもを今考えております。

それから、ネズミはそうは言いながらもネズミの部分についてもある程度被害がある。これについては今回兄島で急激に増えている。ほかの地域でのネズミというのは今までの自然体系の中のサイクルの中で動いておりますので、今の状況の中でほかの兄島以外の島でネズミによって陸産貝類が絶滅するということはまず考えられない、今までもネズミはいましたので。ただ、兄島は一回根絶に近い状況まで持ち込んだ後また再侵入ということで、これも父島から泳いでいったのかわからないんですけども、やはり少数のネズミが入って一気に繁殖するときに餌となるものが少ないということで兄島の陸産貝類の被害が一気に増加したということがありまして、今回緊急的に兄島のネズミについては排除しなくては行けないと。

これも結果的には、先ほど村長の説明にあったように、グリーンアノールの根絶自体世界で初めての試みですので、とにかくやっていく中でどういう問題が出てくるか。出てきた問題については常にそれについて対応していかないと、一気に兄島の陸産貝類がいなくなるという可能性がある。一時、去年のとき始めたころ、兄島のアノールがそれまで確認されなかったのは、兄島にネズミがいたからではないかと、ネズミがある程度アノールを捕食していたのではないかとのご意見もございました。それで去年の平成25年度は兄島のネズミの駆除事業というのを一回延期させています。1年延期させた結果としてネズミが大繁殖して、実際上カタツムリの専門家である吉田先生が、兄島のカタツムリが劇的な被害を受けているという報告が今年度ありまして、ならば逆に最初のいわゆる想定であったネズミが捕食していると、アノールを捕食していたのではないかとという説は一応あるけれども、今現在の陸産貝類を守らざるを得ないのならば今すぐネズミをやらなくては行けない。

もう試行錯誤の世界で進めておりますので、現実的にはもちろん陸産貝類、ほかの動物も

含めて常に調査をしております。分布状況が減れば減った原因を追求しながら、それに対する対応は今後もずっと続けていかざるを得ないと思っております。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

高橋研史委員。

○委員（高橋研史君） 昨日もやりましたけれども、このたびの中国のサンゴの密漁船がこの小笠原に押し寄せました。小笠原は世界遺産でございます。ということで、この世界遺産の自然の生態系に与えた、あるいはこれから出てくる影響は何ぞやということなんですけれども、まだわかりませんよね、まだわかりません。ただ、海岸線にはこの操業が原因と、由来と見られる漁具の残骸が漂着したり、ペットボトルの飲料容器が漂着したり、そういう影響も既に出ております。

ということで、海洋生態系にどれだけの影響を与えたかということが大変重要になると思うんですけれども、今後、科学委員会等開催されたときにぜひ問題提起していただいて、注意深くモニタリングしていただいて、この影響はサンゴの密漁船の影響であると、島民が守らなかったからできたものじゃないということをきっちり区別できるようにひとつ問題提起をお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（稲垣 勇君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 小笠原の世界自然遺産登録の時点で一応クライテリアとして、生態系と生物多様性、地形地質という3つのクライテリアで出しております。その中で認められたのが生態系。實際上科学委員会のほうも生物多様性という部分が抜けたということは非常に大きなことだということで、実際上は陸域と海域の中の連携の中で今の生態系ができたのではないかという説があって、今までの科学委員会の中でもこれ小笠原の周りの海洋の調査というのが抜けている状況というのは皆さん理解されております。このいわゆる周りの海洋域の自然体系というものもあわせて見て、生物多様性の面から現在の生態系を証明していかないと、今の小笠原の生態系だけでこれからもずっと維持できるのかどうかというところは科学委員会のほうもかなり気にしております。

今回の兄島の先ほどの件であったように、一時そういう侵略性の高い外来種が入った場合、すぐに危機遺産という話が出てきます。そういう面でいきますと、今後生態系だけでなく、生物多様性という面での研究も必要だろうと。当然生物多様性のほうでいくとすれば、この周り、海に囲まれておりますので、海の生物と陸域という関係をこれからもどんどんやっていかななくてはいけないという中では、科学委員会のほうもそういう海洋の調査とい

うのをこれから始めていきたいという意思もございますので、この中国船の機会に、当然今の状況把握含めて今後の海の価値観等というのは調べていくような形で要望していきたいと思っております。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（稲垣 勇君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認めます。

◎防災道路の整備について

○委員長（稲垣 勇君） 日程第2、防災道路の整備について、執行部から報告を求めます。総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 防災道路の整備につきまして、前回以降の動きについてご説明をさせていただきます。

前回以降、10月12日、11月24日に、都道行文線整備再開に向けた村民説明会を実施しております。

10月12日の第1回におきましては、お手元の別添の資料、別添1を使いまして、参加された皆様にご説明をしております。冒頭には都道行文線とはということで、行文線がどのルートのことであるかをご説明し、また、これまでの経緯ということで、昭和61年に防災避難道路、村道として路線認定をしたところから保留になって、さらには平成23年の東日本大震災を受け、議会の中では平成23年の第3回定例会以降、毎回この防災道路の整備についての継続案件になっていることなどを経緯としてご説明をしました。

2番以降の事業保留となった要因、基本方針、作業手順、保留区間につきましては、前回の委員会に委員の皆様にご説明をさせていただいた内容を村民の方々に説明をしたところでございます。基本方針にあります、特にこの東日本大震災を受けて高台を通る道の必要性、これは村としては譲れないところでご説明をしたところでございます。

添付の資料にはハザードマップとの重ね図も用意しましてお渡しをしました。

この第1回の説明会では、午後と夜2回行いまして、合わせて延べで33名。両方とも出られた方も中には数名いらっしゃいましたが参加いただき、今のような説明をした後、皆様

から自由な意見をいただいたところです。行文線ということで過去の経緯を知っている方などの中には具体的なルート案とか構造とか出ることも期待された方がいたようでございますが、あくまでも道路の必要性を今回は皆さんからご意見をいただきたいという前提で、村からも概念図のようなざっくりとした絵だけを示してご意見をいただきました。基本的に道路の必要性ということでは、必要だという方もいらっしゃいましたし、行文線というよりもそもそもこれ以上の道路は要らないというような方もいらっしゃいました。また、ご意見の中には車幅のことを気にされた方、やはりその地域の自然環境についてどうなのかというようなこともお聞きになった方がいらっしゃいました。

これを第1回やりまして、その次どうしようかというふう考えた中で、具体的に現場を、行文線を考えている地域というのはどういうところかというのを見ていただきながら改めて説明をしようということ考えたのが第2回でございました。

基本的に説明資料としては同じものを使い、別添3にございますが、お手元の最初に配ったのは写真をカラーからそのまま白黒でコピーしたものだったかと思っておりますので、追加でカラー刷りのものをお手元に追加で配っております。

大神山公園のパノラマ展望台というところをもしお時間あれば行っていただくと、奥村の交流センターから清瀬の都住の裏も全て見渡せる場所がございます。ここの区間に先ほどの概念図の絵を重ねてみました。これをお手元に皆さんには配りながら、清瀬の今行文線の終点の部分、それからこのときも午前と午後で2回行いましたが、午前は足元の不自由な方もいらっしゃいましたので、釣浜線の終点から清瀬の都住を見おろす形で、また交流センターのほうからも見ていただいて役場に戻って意見交換をしたところです。午後については、このパノラマ展望台に行ってください、ここで現場を見ながらまた役場に戻って意見交換をしたところです。

参加者が若干、2回目は午前、午後とも4名ずつということで少なかつたんですが、意見の大勢としては似たような形で、このときは道路は必要でないという方はいらっしゃいませんでした。条件つきみたいな、環境に配慮してとかそういう形で言っていただいた方が多かつたかと思っております。

こういった説明会をやりまして、村の今回の合意形成というのは今までもご説明させていただいているように、道路の必要性というものを村民の皆様からのご意見をいただいて、それを東京都にバトンタッチしていくということが趣旨でございますので、具体的なルート案や構造案などはなかなかお話しできないので、今後の進め方をどうしようかというふ

うに考えまして、1枚目の3番に戻りますが、今後の対応案ということでございますけれども、これまでの説明をした趣旨、特に基本方針ですとか保留区間の考え方はきちんとお示しし、その上で主だった意見を載せながら次回の平成27年1月号の村民だよりにこれまでの説明会の概要を広報しまして、村民全体にお知らせをしようと思っております。

また、今回2回やりました説明会の中で、やはりどうしても出てくるのが過去の保留になった要因の一つにもある自然環境、またご意見の中にはこの地域の中には戦跡なども残っているというそういった近代遺跡の位置づけ、そういったこともきちんと考えて検討していくべきだということもございましたので、具体的なルート等が決まったときの環境調査、詳細な調査というのは当然東京都のほうに委ねていくものではございますが、今回の考えている地域についてどういったことを配慮する必要があるかというものを簡単、簡単などうか、既にある知見とそれから各分野の専門の方にアドバイスをいただきながら、もし今後この区域に道路を整備するとした場合こういうことに気をつけるべきではないかというのを一旦取りまとめたいと思っております。それを取りまとめることでより具体的な村側の意見というのを詰めていけるのではないかと考えておりますので、その作業を行います、また第3回以降説明会を行うなどの方法を考えたいと思っております。

今現在、その調査に向けた見積もり等もお願いをし始めているところでございますので、できれば年度内、2月、3月ぐらいまでに、現地に入った調査というよりは今までの知見、意見をまとめるという作業でございますのでそんなに時間をかけるというものではないと思っておりますので、その調査を終えた段階で次回の説明会なりを行っていかうというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○委員長（稲垣 勇君） ただいまの報告について、質疑、意見のある委員は挙手をしてください。

池田 望委員。

○委員（池田 望君） やっと何か緒についてきたなということで、執行部の皆さんの努力にまず感謝いたします。

それと、先ほどから世界自然遺産だということでもいろいろな議論もありましたが、我が村は世界自然遺産ということで、それなりに工事をしたり何かつくったりするときには制約、またそれなりの配慮が必要だということはもうみんな知っていることですよ。例えば浄水場の移転のときもそうでしたし、コウモリに配慮した工事の仕方だとか、自然遺産その

ものを汚しかねないことはやめようよというのはもう合意できていますので、今後もそういういろいろな村の貴重な遺産というか、貴重なものがあるものについてはしっかり調査をして、実質この前の津波のときも奥村と清瀬間は寸断されたわけですから、そういう防災上の観点からもそれを急いでいただいて実施していただくというふうに、住民の理解を得ながらやっていただきたいなど、これは感想でございます。

しっかり今執行部の皆さんが丁寧な説明をしながら進めていらっしゃることに、このまま頑張ってもらってほしいなということで、お礼の言葉ということで受け取っていただければ結構でございます。どんどん頑張ってください。ありがとうございます。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（稲垣 勇君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認めます。

◎防災について

○委員長（稲垣 勇君） 日程第3、防災についてを議題とします。

前回の本委員会で、一木委員から気象庁に津波観測施設と震度計の設置を求める意見書案が提案されましたので継続審議となっております。本件について、その後の経過等の説明を求めます。

一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） 前回この意見書案と資料のほうを提出させていただきました、皆様にご説明をしました。その際に2点課題が出ましたので、きょうはその2点の課題についてご説明をします。

まず1点目が、この意見書案の文章ですね、もうちょっと文言を直したほうがいいのではないかと池田委員のほうから指摘がございました。そして、今回新たに池田委員と相談をして、内容はほとんど変わっておりません。文章の文言、順番等を入れかえをしながら、よりわかりやすい文章に変わったと思います。

2点目が、佐々木委員のほうから津波観測機器、施設、どういったものがあるのかということで、今回気象庁に直接電話をしまして調べてきました。

お手元に配付の津波観測施設4つございます。潮位計、これは父島にもある潮位計でございます。建物に囲まれた形で潮位をはかるといふものです。右に移りまして津波観測計、これは周りに建物がないという観測計になります。左下のGPS波浪計、これは沖合にこのようなブイを設置しまして、GPSの衛星を使って波高のデータを無線で送って陸上局とのやりとりで津波の観測をするといふものです。このGPS波浪計については、かなり沖合、相当人里離れた沖合でも設置が可能ということでした。右下の沖合水圧計、これは左のGPS波浪計と同じように沖合での設置もできるんですけども、2タイプございまして、衛星を使ってデータを送るやりとりをするものとケーブル式というのもございます。ケーブル式の場合はやはり陸にある程度近い距離でないとだめだそうです。

津波観測の精度なんですけれども、やはり左上の潮位計が一番精度は高いわけなんですけれども、この4つともさほど津波観測するに当たってはそんなに差はないということでした。

以上が課題2点のご説明でございます。

新たな情報が1つ入りまして、硫黄島に先般LCACの訓練視察で行ったときに得た情報なんですけれども、現在硫黄島にいる国民、公務員、自衛隊員が約300人と、あと今は民間の方も200人ほどいるそうです。合わせると500名の今国民が硫黄島にいるという情報を得ました。母島とほぼ同じ人口規模で今硫黄島が運営されているという部分で、震度計の設置の意義もより増してくるのではないかというふうに感じております。

ご説明は以上でございます。各委員から今の説明に対してもし何かあればお願いします。

○委員長（稲垣 勇君） ただいまの報告について、何か意見がある方。

杉田一男委員。

○委員（杉田一男君） 防災の意味から地震計設置、別にノーというわけではありません。しかし、この今一木委員の出た資料の中を見ますと、最終的に意見書に持っていきたいという部分なんですけれども、私はその前に、日本はご存じのように地震の国です。イコール津波の国でもあります。そして過去に北海道奥尻島沖地震、そして近年では東北大震災、そしてこれから想定されるであろう東南海・南海地震を想定しての部分もあると思いますけれども、私はこういう経験を踏まえて日本国として世界に地震に関して、津波に関しての観測に関しては私は日本は最先端の技術を持っていると思っています。

そういった中で、一木委員から出された硫黄島の地震計の設置、私は当然のことながら日本が地震、津波の観測の大切さをわきまえている中で硫黄島に今もって設置されていない、そして素朴な疑問、本当に硫黄島に津波観測装置を設置することがベターなのか。それを

踏まえまして、私はもう少し専門家を含めた、そしてこれは議会だけで進める問題ではありません。執行部と協調しながら進める問題だと私は思っています。そういう意味からいくと、私は硫黄島に地震計設置がぜひ必要だという部分を検証する必要があります。

それにはやはり専門家の意見や気象庁との話し合い、そういうことを通じて、検証の度合いを含めてそういった中でやはりこれは硫黄島に必要だとなれば私は大いに賛成するものでありますけれども、今この場で意見書をどうですかと言われると、私はまだ少し検証の度合いが足りないと思っていますので、今の現時点では私は一木委員に、私が今言ったことを再度検証していただいてさらに多くの資料、データを集めて、私たちが納得するデータをそろえて改めて説明していただきたいと。

先ほども言いましたけれども、やはり議会だけではなく執行部も含めた話の進め方が私は大事だと思っていますので、私は今述べたようなことを念頭に置いて、今性急に意見書を出すことに私は今の時点では賛同できない考えを持っております。

以上です。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

佐々木幸美委員。

○委員（佐々木幸美君） 杉田委員の話はとりあえず置いておいて、一木委員には本当によく調べていただいたと思うんですけれども、潮位計についてはご存じのように母島にも沖港に向かって左側のところに昔から潮位計はあったわけですね。それが岸壁をつくるので取り壊された経緯もあるわけですよ。それで必要性というのは明治のころからずっと続いていたわけですね。これがなくなったということなので、ぜひ母島には意見書をも踏まえまして、潮位計の設置をこれ早期にお願いしたいと思うんですよね。それで、よく地震が発生したとなると、沖港の前の小岸壁のところに行って棒ではかたたりするわけですよ。それで防災無線では岸壁に近寄らないでくださいと言っているわけですよ。

そういう非常に危険性もありますので、ぜひ先ほどの杉田委員からの話もありましたけれどもそれは今後の問題といたしまして、この文言についてももう少しその辺も考慮しながら、とりあえずまず第一に、昔あった潮位計を父島・母島、父島にはあるということですからぜひ母島にも設置していただいて、特に父島より南50キロのところにありますのでそれなりのやはり効果もあるし、村民の方も安心しておられる点で、まず意見書をどういうふうにするかはわからないんですけれども、とりあえず文言を変えながらも早期に。いつ来るかわからないんですよ、災害というのは。予算づけも結局これがまた来年平成27年

度になればいいんですけども、とりあえず早期にこの意見書を提出しまして母島における潮位計の設置をお願いしたいと、このような考えでありますので、その辺をぜひご協力願いたいと思います。

○委員長（稲垣 勇君） 池田 望委員。

○委員（池田 望君） では、総務課長にお伺いします。

9月の定例会で一木委員がこの委員会の中で出された気象庁に対して観測機器を整備しろということについて、僕はそのときに文言等が煩雑になっているし理解しづらい文章もあるよという話でちょっと待ってねという、それと執行部はどのような考えを持っていらっしゃるかということを知りたいと思います。その後、あれから3カ月ですが、執行部としてどのようにこの一木委員の提言に対して対応されたかということについての説明を伺いたいと思います。

○委員長（稲垣 勇君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） この件というか、こういった観測施設の設置要望というのは以前からもあったということを9月のときにも答弁しておりますし、それからちょうど一木委員がお配りになった観測網のほうのところを見てもわかるように、日本の本土のほうにはいっぱい観測施設がありますが、やはり海洋の遠方になればなるほど観測施設が薄いという状況があります。

そのことで9月の委員会の際にも答弁いたしましたように、そういった施設が一つでも多くできるということはやはり小笠原にとってメリットのあることであろうと思っておりますので、それについてはまず一つは委員会、議会のほうで意見書を取りまとめることについてはよろしいかというふうに答弁をいたしましたし、もしそれが取りまとめられれば、以前の裁判所の意見書と要望書のセットのような形でいったこともありますので、歩みを一緒にするというふうに私のほうとしては考えております。ですので、今回の幾つかの前回からの宿題に対して委員会の中でどう取りまとめるかによって、村の立場も一緒にさせていただくのがいいかなと思っております。

○委員長（稲垣 勇君） 池田 望委員。

○委員（池田 望君） それで大体村、総務課長の答弁でしたが、村の防災に対する考え方、それから津波予防に対する村の考え方というのは明確に出てきたと思います。それで議会在、今佐々木委員からの提言も、新しい情報として入りましたのでそういうことを踏まえながら意見書を取りまとめ、それで執行部ともどもできれば、議会も執行部も一緒に、村

長部局も議会も一緒にやるということは対外的にも要望として強いものになると思いますので、ぜひそういう形になればいいと思います。

村長、もし何かご意見があればひとつ伺っておきます。

○委員長（稲垣 勇君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 決して建前論を言うわけではありませんが、私どもの立場は、意見書ということはこれは議会の立場でございますので、一緒にやるというとき私たちは要望書という形になると思います、当然のことながら。意見書をまとめる段階から我々が入るとということは議会の皆様の意思決定の中に介入するということになりますので、そこはきちんとお互いの立場を尊重しなければいけないと思っています。

このことについて、先ほど総務課長も言いましたように、我々否ということではございませんので、意見書がまとまれば、同時にこの間の裁判所のような形で行動をとりたいと、このように思うところでございます。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） 皆様、再度の応援、ご指摘、感謝申し上げます。特に杉田委員から出ました専門家の検証というところで今ご意見伺いまして、ああこれ必要だなと思いました。気象庁はお役所なので当然予算との兼ね合いというのをまず考えるので、どうしても否定的な話になっていってしまうんですけれども、公平・中立な立場の津波の、また地震のそういう専門家の意見をちょっと聞いてみたいと考えております。

また、佐々木委員のほうからありました母島にかつて潮位計があったという、申し訳ありません、私不勉強でした。この経緯、なくなった経緯等も詳細にまた調べてこの意見書に反映をさせたいと思いました。また3月の議会に向けて、きょう示された課題を取りまとめてお答えできればと思っております。

また、佐々木委員からもありましたように、こういう災害はやはり待ったなしということもございまして、なるべく3月の次の定例会には意見書としてまとめて、また執行部とも調整を図りながらまとめてまいりたいと考えております。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

佐々木幸美委員。

○委員（佐々木幸美君） もうちょっとスピード感を持ってやっていただきたいと思うんですけれども、やはりこれ非常にこういうのは調査とかかかるんですよね、時間が。それで、

漁業権の問題も発生してきますし、いろいろな問題があるので、予算がついたからすぐ建物が建つと、潮位計が建つという状況ではないわけです。ですから、調査に恐らく、素人でわからないんですけれども、1年とかどれぐらいかかるかわからないんですけれども、そういう問題も含んでいきますので、これは待たないだと思っただけです。今西之島はああやって噴火していますし、いまだにかつて。

できれば早く、この文言云々よりやはりこういう意見書を持って担当省庁のところに伺ってそれなりのやっぱり心構えをしてお願いするということが大事だと思うので、お金云々より非常に時間がかかるということをまず知っていただかないと、鷹揚に考えているとそれこそまたそういう時期を逃してしまうということになりますので、ぜひこれは早目に意見書をまとめて、それで気象庁ですか、国土交通省かわからないんですけれども、そこへ出してぜひ設置はしていただきたいと、このようにお願いしておきます。

○委員長（稲垣 勇君） 杉田一男委員。

○委員（杉田一男君） 私の先ほどの説明をちょっと補足しておきますと、一木委員の資料の中には硫黄島にぜひ設置と。先ほど専門家をとったのは、本当に硫黄島がベターなのか、例えば沖ノ島とか南鳥島とかあるわけですから、ほかに有効な場所はないのかも含めて、そして今地震、津波に関しては世界的に津波が起きています中で、やはり世界の気象関係、ネットワークができていますから、どこで起きても日本の気象庁が的確にアドバイスも与えています。そういうものも含めて、確かに災害はいつ起こるかわかりませんが、やはり置くのであれば有効的な場所に置くべきだと、そういう意味も踏まえて私は専門家という言葉を使ったんです。

それと今佐々木委員からも潮位計の話がありましたけれども、私は地震計と潮位計、別格と考える必要も私はあると思います。そういう意味で潮位計の件を進めていくのには、私はどんどん進めていけるものなら進めたほうがいいと私はそういうふうに思っておりますので、委員長にお願いしますが、地震計と潮位計を別に、同一で考える必要はないと思いますので、潮位計は潮位計で先へ進めるものであれば進める必要も私もあると思いますので、その辺のご判断をよろしくお願いいたします。

○委員長（稲垣 勇君） 議事進行の都合により暫時休憩したいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認め、10分間、15分から再開いたします。

(午前10時3分)

○委員長（稲垣 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時15分)

○委員長（稲垣 勇君） 池田 望委員。

○委員（池田 望君） 佐々木委員の意見にもありましたけれども、母島の潮位計の件も今委員会で初めて出てきて、私も不勉強で知らなかったことです。そういうことで、やっぱり佐々木委員の言われるように急いだほうがいいよということは実際感じるところです。特に今西之島もあれだけの噴火をしながらどんどん拡大し、それに伴う地震等も発生すると、またこれはうわさですが、そこで崩落があれば津波が来るよなんていううわさもある。そういう中で、やっぱり村民の安心・安全を守るためにはそういう観測機器が整備されることでいち早く避難誘導等ができるということですから、やはり我々が一生懸命そういう担当の官庁をお願いをしながら設置していただくというのは急ぐべきだと思います。また、我々の議会のほうの日程もそうなんです、今やっておかないとまた改選等もあり、時期的に時機を逸するということもあります。

ですから、できたら委員の皆さん、この意見書の文面については先ほどいろいろな皆さんの意見も出ましたのでその修正を本会議までに加えますので、本会議でその意見書を見ていただいて賛同していただければいいんですが、まずこの委員会でこの意見書の提出について皆さんに認めていただきたい、こういうお願いを申しまして、意見を終わります。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

(発言する者なし)

○委員長（稲垣 勇君） なければ、この意見書は今委員会で取りまとめるということでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認め、意見書の提出ということで決定いたします。

◎沖ノ鳥島・南鳥島について

○委員長（稲垣 勇君） 日程第4、沖ノ鳥島・南鳥島について、執行部から報告を求めます。
総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 沖ノ鳥島・南鳥島につきましてご報告をさせていただきます。

1点目が沖ノ鳥島についてでございますが、港湾施設の整備につきまして、整備計画の内容そのものは変わっておりません。

それから、事業期間でございますが、平成23年度から平成28年度と再来年度完成予定でございましたが、今年3月の事故を受けまして事故調査委員会の中間報告も終わり、その後安全対策を国土交通省で検討され、11月28日金曜日に国土交通省の発表として工事を再開すると、平成27年4月ごろから工事を再開するという発表がございました。今までというか、今年度中止されておりました工事につきましては来年4月から再開をするという状況変化がございました。

2点目、南鳥島につきまして、港湾施設の整備内容につきましては変更ございません。

事業期間につきましては平成22年度から来年度、平成27年度完成予定だということで、今年度事業につきましても岸壁工事を継続して続けられているという状況でございます。

報告は以上でございます。

○委員長（稲垣 勇君） ただいまの報告について、質疑、意見のある委員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○委員長（稲垣 勇君） ありませんか。

質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認めます。

◎小笠原諸島振興開発計画について

○委員長（稲垣 勇君） 日程第5、小笠原諸島振興開発計画について、執行部から報告を求めます。

総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 小笠原諸島振興開発計画につきまして、前回委員会以降のご報告をさせていただきます。

計画の策定作業の経緯でございますが、9月12日、東京都がパブリックコメントを開始しております。これにつきましては10月14日までの期間実施されております。

9月24日、都議会の総務委員会にて計画案の説明がされております。

10月14日、パブリックコメントの終了。

11月11日、東京都の都庁内にあります小笠原諸島振興開発計画策定検討会、それから多摩島しょ振興推進本部幹事会が開催されまして、パブリックコメントを踏まえた上での計画案を取りまとめられたところでございます。

新しい法改正の中で国土交通省が計画に対して同意するという内容がございますが、11月27日付で国土交通省が東京都の策定した計画案について同意をしたところでございます。それと同時に東京都が振興開発計画を決定したと、一応知事決裁まで終わっているという報告は受けているところでございます。

2点目が、パブリックコメントの結果をご報告させていただきます。

提出された意見につきましては、件数5件、意見の数自体は延べ25件出たそうでございます。

主な意見としましては、道路開発と自然環境への配慮についての意見、2番目は定期船の運賃に関する意見、3番目は農水産物の地産地消に関する意見、4番目は農地確保などに関する意見、5番目は住宅の確保などに関する意見、6番目は再生可能エネルギーの利用に関する意見、7番目は観光の振興に関する意見、8番目は街並み景観に関する意見、そういった意見が延べ25件出たそうでございます。

今後のスケジュールとしましては、一応都庁内の計画決定は済んでおりますので、12月下旬、今のところ都議会が終了する25日というふうに聞いておりますが、東京都が小笠原諸島振興開発計画を公表するという予定だというふうに聞いているところでございます。

報告は以上でございます。

○委員長（稲垣 勇君） ただいまの報告について、質疑、意見のある委員は挙手をしてください。

池田 望委員。

○委員（池田 望君） それでは伺いますが、9月に東京都の小笠原振興計画の素案というものを私どもはいただきました。それを眺めておりましたが、これで実施に、パブリックコメントという部分を越えて今形ができたということで、国土交通省に説明した部分と素案との違いみたいなものが今わかっていれば教えてください。

○委員長（稲垣 勇君） 総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 前回お配りしました計画の素案につきましては、9月

前半のころの案だったと思います。それ以降、パブリックコメントが実施され、出た意見に基づいて素案の内容を変更した箇所はございません。それ以降、実務的に東京都と村とで詰める中では若干の文言の修正だとかそういったところは前向きな方向に修正されている部分はございますが、内容的に大きく変わったというところはございません。

一応冊子が年内に東京都から配られる予定にはなっておりますので、それが届き次第、議会のほうにもお配りしたいと考えているところでございます。

○委員長（稲垣 勇君） 池田 望委員。

○委員（池田 望君） パブリックコメントの項目を先ほど企画政策室長から聞きましたが、まさにこの議会でこういうふうにしたらどうだ、ああしたらどうだという意見がほとんどそういうふうに乗っているわけですね。それは議会でも言っているし、パブリックコメントでもそういうふうにしたらどうだという民間の皆さん、日本中の人たちの意見があると。それがいろいろ難しいのしょうけれども、その部分は反映されているわけではないと。しかし、行政でそれを勘案しながら計画書をつくったよということだというふうに理解します。

やっぱり現実に我々が暮らしていて、村で振興計画を立て、東京都がまたそれを精査し、それで国に上げるというふうなシステムになりましたね。村の皆さんも頑張っって先に村の素案をつくって出しましたが、その中で私としては東京都が出されている部分と比べて読んでみて大変、満足できないところはあるんですよ。例えば航路の件もそうだし、飛行場の件の取り扱いにしてもそうです。住宅問題にしてもそうなんです、そういうところがやっぱり村の意見を聞くと言いながらもなかなか行政的に計画に載せられないのはあるのかもわかりませんが、国の制度では、十分に小笠原の意見を聞いてそれを東京都が取りまとめて国に出しなさいというこういう形になっているんですよ。だからその部分について僕は、ここで言っても詮ない話ですけども、大変不満がありますよ。

もし新しいきちんとしたものができたらもう一回私も勉強したいと思いますので、できるだけ早く見せていただきたいのと、素案との違いについても企画政策室長のほうでここが変わりましたよというのはマーキングぐらいしていただけて見せていただければいいと思います、いかがですか。

○委員長（稲垣 勇君） 総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 前回の素案との相違点につきましては整理をした上で、冊子とあわせてご報告をさせていただければと思います。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（稲垣 勇君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認めます。

◎その他

○委員長（稲垣 勇君） 次に、日程第6、その他事項で何かございますか。

（発言する者なし）

○委員長（稲垣 勇君） ありませんか。

（発言する者なし）

◎閉会中の継続調査について

○委員長（稲垣 勇君） 次に、日程第7、本委員会の閉会中の継続調査についてお諮りします。

お手元に配付の特定事件継続調査事項表の事項を調査するため、閉会中の継続調査の申し出をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認め、閉会中の継続調査を申し出ることと決定しました。

◎閉会の宣告

○委員長（稲垣 勇君） お諮りします。

本日の委員会はこの程度をもって終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認めます。

よって、本日の委員会を閉じます。

これをもちまして、総務委員会を閉会します。

（午前10時28分）